

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 [改定版]

令和3年3月

神崎市



## 目次

### 第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい.....	2
第2節 計画期間.....	2
第3節 計画対象廃棄物.....	4
第4節 計画の進行管理.....	5

### 第2章 地域特性

第1節 自然環境.....	7
第2節 社会環境.....	10
第3節 都市環境.....	13
第4節 総合計画.....	15

### 第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題.....	17
第2節 ごみ処理の目標.....	34
第3節 施策の体系.....	43
第4節 排出抑制計画.....	44
第5節 再資源化計画.....	47
第6節 ごみ処理計画.....	49
第7節 ごみ処理施設整備.....	52
第8節 その他.....	53



# 第1章 計画策定の趣旨



## 第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

神崎市（以下「本市」という。）のごみ処理の方向性についても、現在広域処理を行っている吉野ヶ里町はもとより、近隣の鳥栖市、上峰町、みやき町などとも、広域処理の範囲を拡大する検討が必要な時期となっていること等の社会的情勢の変動を踏まえて、平成28年3月に改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後15年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた市民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を明らかにした。

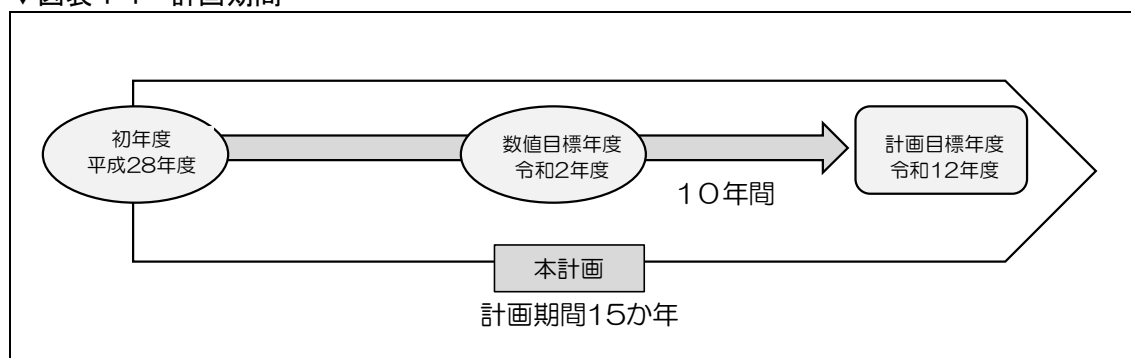
今回の計画の見直しは、本計画の策定から5年を迎えたことに加え、計画策定の前提となっている諸条件に変動があったため見直しを行うものである。

※（既存）脊振共同塵芥処理組合、（将来）佐賀県東部環境施設組合を以下「組合」という。

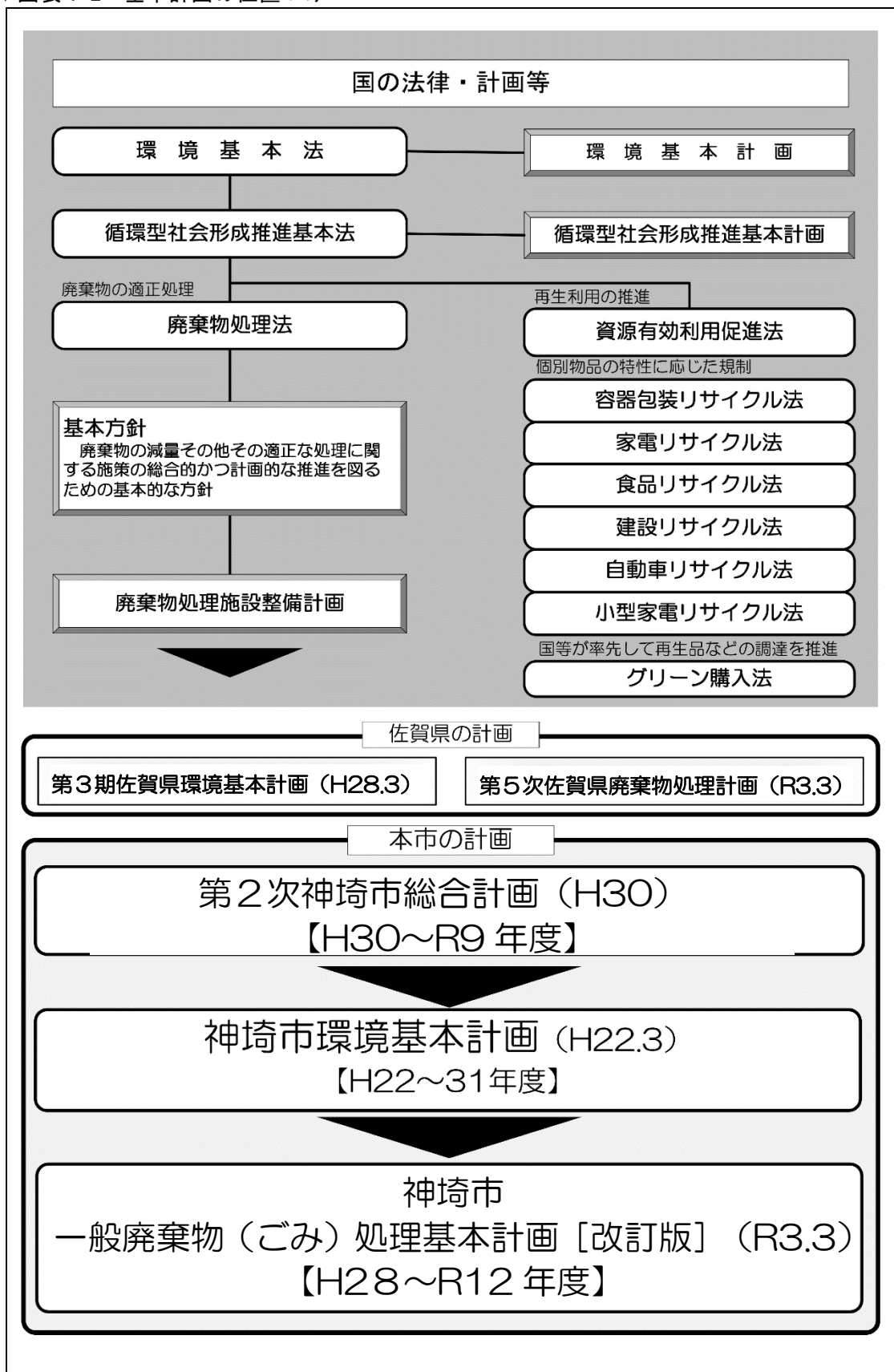
## 第2節 計画期間

本計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としている。今回、計画期間の5年目にあたる令和2年度に見直しを行い、以降の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

▼図表 1-1 計画期間



▼図表 1-2 基本計画の位置づけ



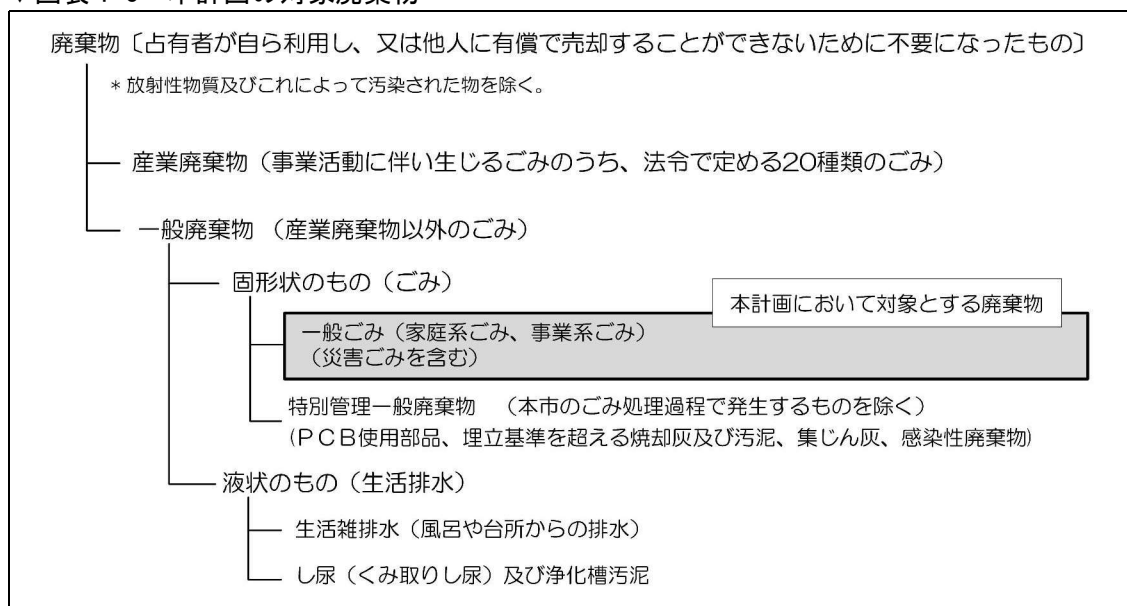


### 第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示す一般廃棄物のうち、固形状の一般廃棄物（ごみ）とする。

なお、本市及び組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-4 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3 本計画の対象廃棄物



▼図表 1-4 処理困難物等に関する取り扱い

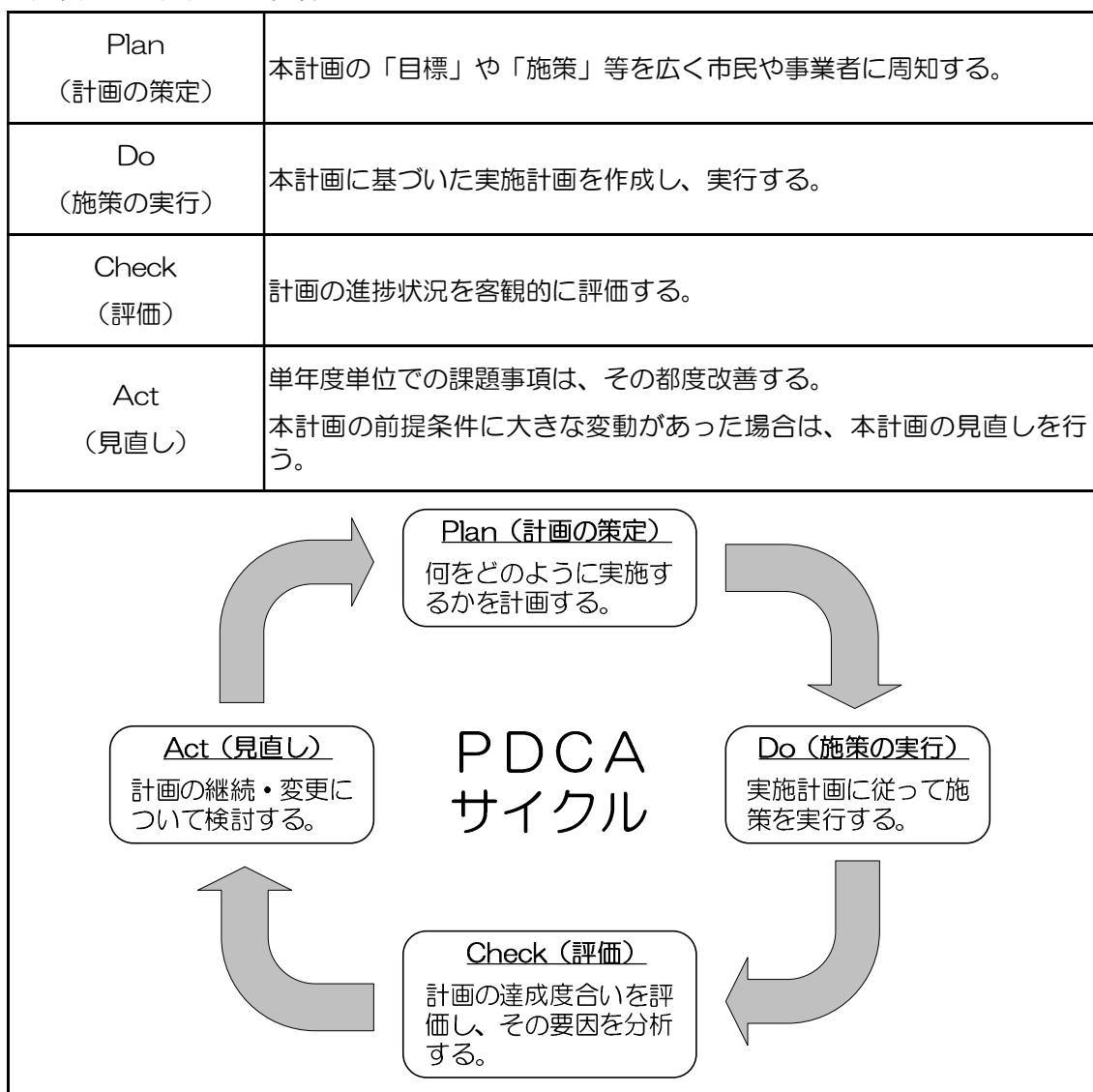
区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 対 象 品 目	・家電リサイクル法に基づき、エアコン（室外機含む）、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、販売店引き取りとする。
パ ソ コ ン	・製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン3R推進センター等に問い合わせる。
適正処理困難物 (主なもの)	・以下に示す品目については、販売店等に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ依頼すること。 農業・漁業関係（コンバイン・トラクター、田植機及び部品 等） 建工器具類（マッサージ器、ロデオマシン 等） 自動車関係（自動車、タイヤ、バイク 等） 建築用関係（建設廃材、コンクリート・ブロック類 等） 電子温水器タンク、物干し台、ピアノ 等

## 第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表1-5に示すとおりとする。

▼図表1-5 計画の進行管理



## 第2章 地域特性

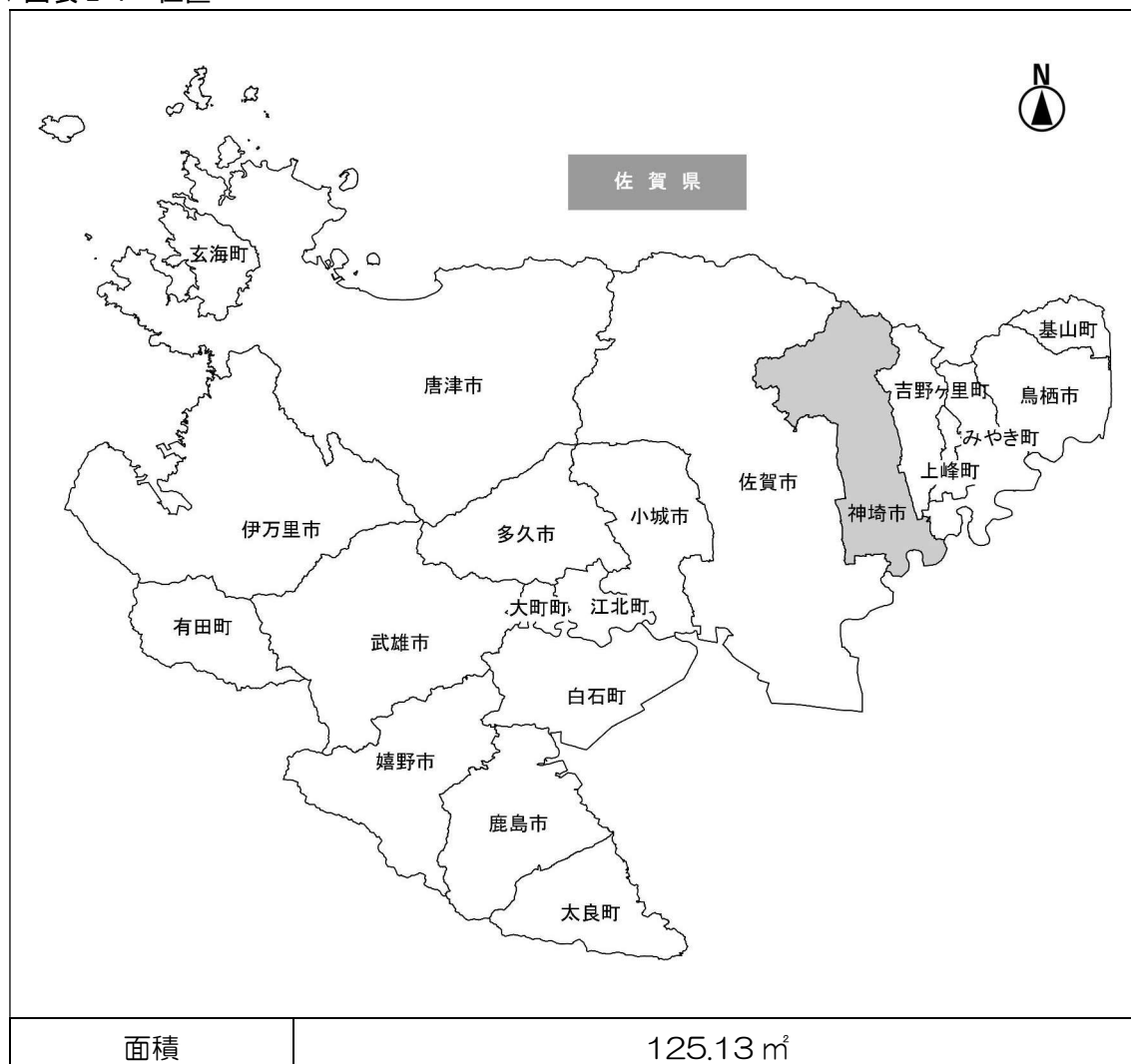


## 第1節 自然環境

### 1 位置

本市は佐賀県の東部に位置し、市東部は吉野ヶ里町及びみみやき町、西部は佐賀市と北部と南部を福岡県に接している。本市の面積は、125.13 km<sup>2</sup>である。

▼図表 2-1 位置



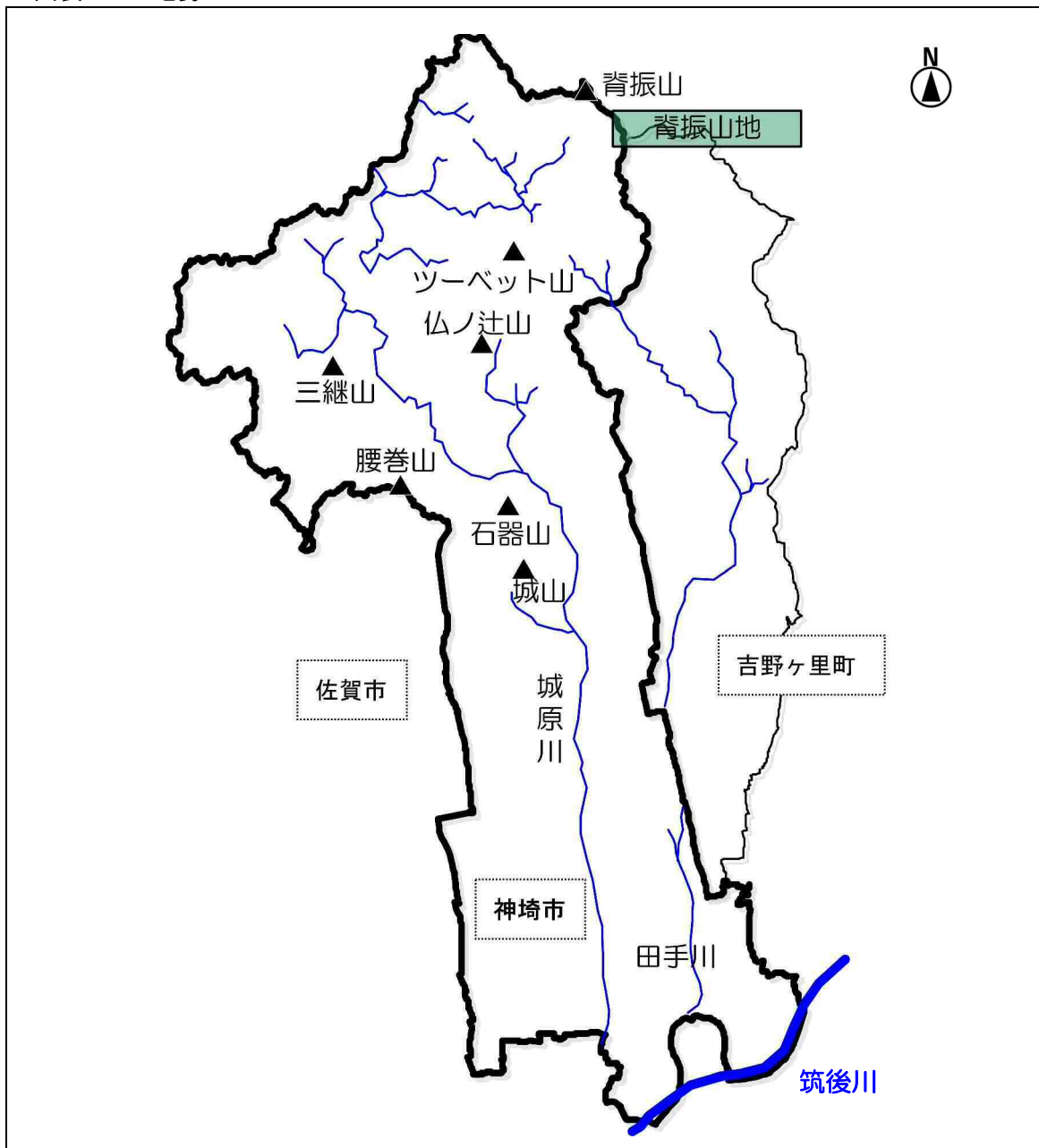
資料：国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」（令和2年1月）

## 2 地勢

本市の地形は、北部が脊振山地になっているが、それ以外の地域は佐賀平野の一角をなす平坦地である。

また、城原川が南北に貫流し、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川及び山地は以下のとおりである。

▼図表 2-2 地勢



### 3 気候

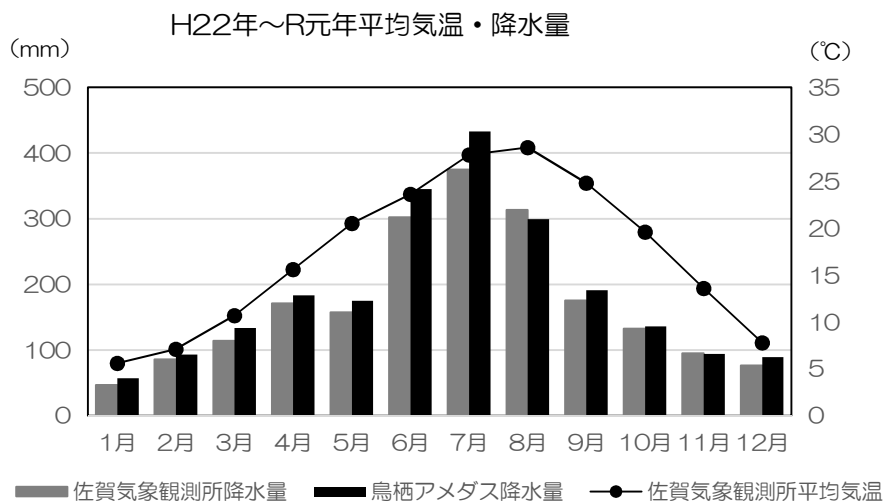
本市では気象観測所として鳥栖アメダスがあるものの、降水量のみの観測所であることから、本市に最も近い佐賀地域気象観測所のデータも参考として示した。

年間を通した平均気温は 17.1℃と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,046.9mm（鳥栖アメダス：2,230.7mm）と比較的雨がが多い気候である。

▼図表 2-3 降水量及び平均気温

項目	佐賀気象観測所		鳥栖アメダス	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	降水量 (mm)	
H22年	17.0	1,941.0	2,119.5	
H23年	16.6	2,005.5	2,267.0	
H24年	16.5	1,999.0	2,285.0	
H25年	17.1	2,012.0	2,276.0	
H26年	16.7	2,252.5	2,246.5	
H27年	17.1	2,083.0	2,126.0	
H28年	17.9	2,586.0	2,715.5	
H29年	17.0	1,634.5	1,826.0	
H30年	17.4	1,877.0	2,186.5	
R元年	17.7	2,078.5	2,259.0	
H22～R元年平均値	17.1	2,046.9	2,230.7	
H22～R元年 月平均値	1月	5.6	47.0	57.3
	2月	7.1	85.7	93.4
	3月	10.7	114.1	133.7
	4月	15.6	171.4	183.6
	5月	20.5	157.6	174.9
	6月	23.6	302.4	345.0
	7月	27.8	374.9	432.8
	8月	28.6	313.6	299.3
	9月	24.8	175.8	191.1
	10月	19.6	132.7	136.3
	11月	13.6	95.3	94.2
	12月	7.8	76.6	89.5

注：鳥栖アメダス観測は平成22年3月4日より開始。



## 第2節 社会環境

### 1 人口及び世帯数

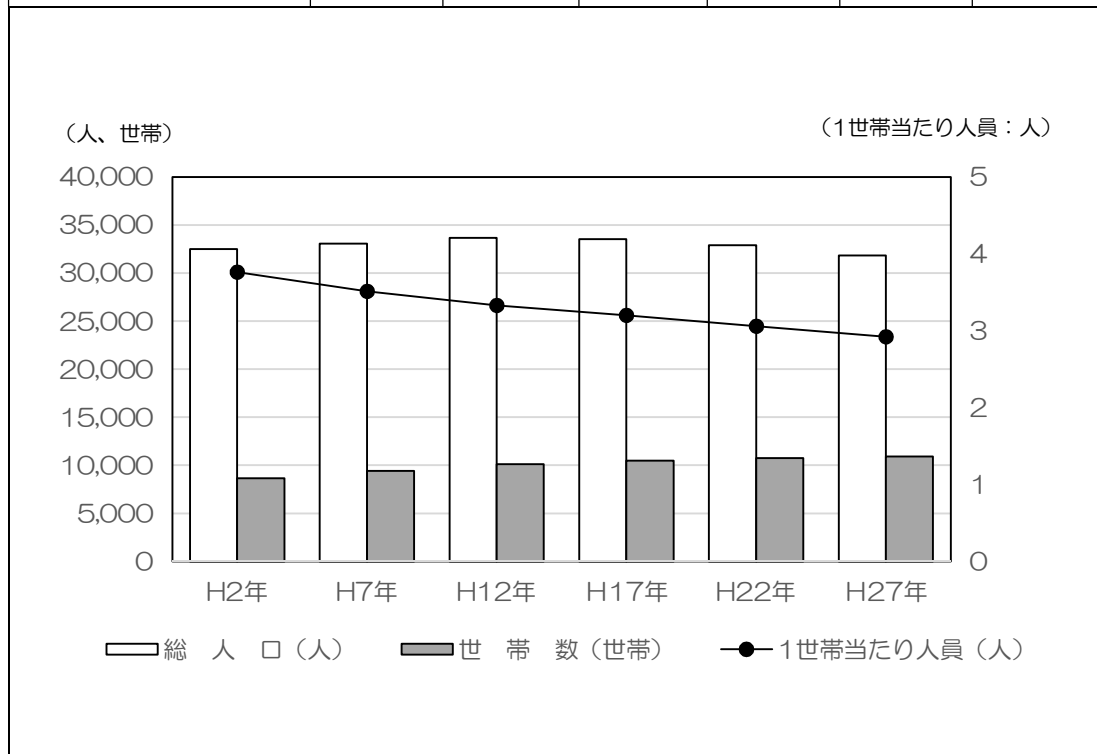
本市の人口は減少傾向にあり、平成2年に32,502人であった人口が、平成27年には31,842人まで減少している。

同様に、世帯数は、平成2年の8,653世帯と比べ、平成27年では10,913世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.76人から平成27年には2.92人に減少している。

このことから、核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

▼図表2-4 人口及び世帯数の推移

項目	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
総人口(人)	32,502	33,049	33,648	33,537	32,899	31,842
世帯数(世帯)	8,653	9,408	10,098	10,483	10,741	10,913
1世帯当たり人員(人)	3.76	3.51	3.33	3.2	3.06	2.92



資料：総務省「平成27年度国勢調査」



## 2 産業

本市の産業別就業者割合は、第3次産業の割合が54.8%と最も高く、次いで第2次産業の31.5%、第1次産業の10.6%である。分類別では、製造業(23.0%)、卸売業、小売業(11.7%)、医療、福祉(11.7%)が高い割合を示している。

▼図表 2-5 産業別就業人口（平成27年）

（単位：人，％）

項目	就業者数	人	割合
総数		13,423	100.0
第1次産業		1,428	10.6
農業		1,411	10.5
漁業・水産養殖業		17	0.1
第2次産業		4,234	31.5
鉱業		5	0.1
建設業		1,126	8.4
製造業		3,103	23.0
第3次産業		7,361	54.8
電気・ガス・熱供給・水道業		19	0.1
情報通信業		31	0.2
運輸業、郵便業		698	5.2
卸売業、小売業		1,576	11.7
金融業、保険業		146	1.1
不動産業、物品賃貸業		83	0.6
学術研究、専門・技術サービス業		155	1.2
宿泊業、飲食サービス業		618	4.6
生活関連サービス業、娯楽業		385	2.9
教育、学習支援業		634	4.7
医療、福祉		1,564	11.7
複合サービス事業		277	2.1
サービス業（他に分類されないもの）		516	3.8
公務（他に分類されるものを除く）		659	4.9
分類不能の産業		400	3.0

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

※端数処理のため、合計の数値が合わない箇所がある。

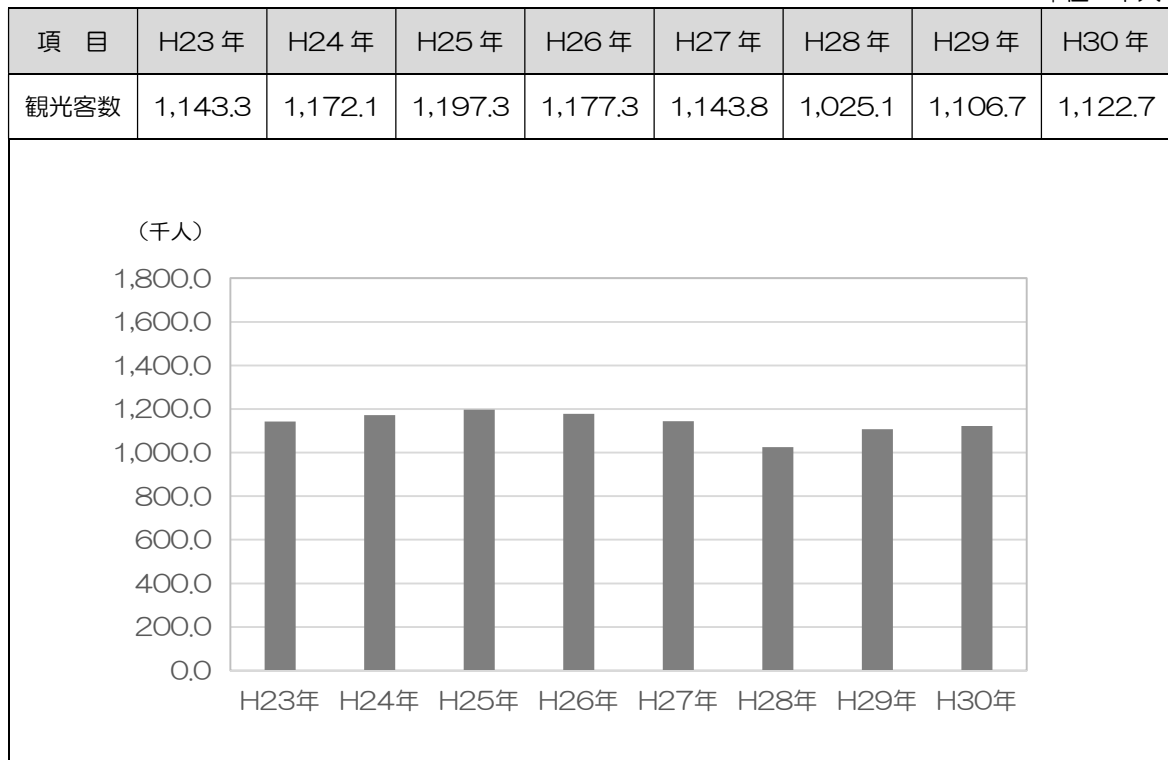
### 3 観光

本市には、四季折々の自然を楽しめる公園・名所が点在している。また、国史跡に指定された吉野ヶ里遺跡や姉川城跡、直鳥城跡等歴史を感じる場所や、脊振神社をはじめ様々な神様が祀られた神社が多くあり、昔ながらの伝統祭事が行われている。

本市における主な観光地を訪れた観光客数は、横ばいとなっている。

▼図表 2-6 年度別観光客数

単位：千人



資料：佐賀県「佐賀県観光客動態調査」

## 第3節 都市環境

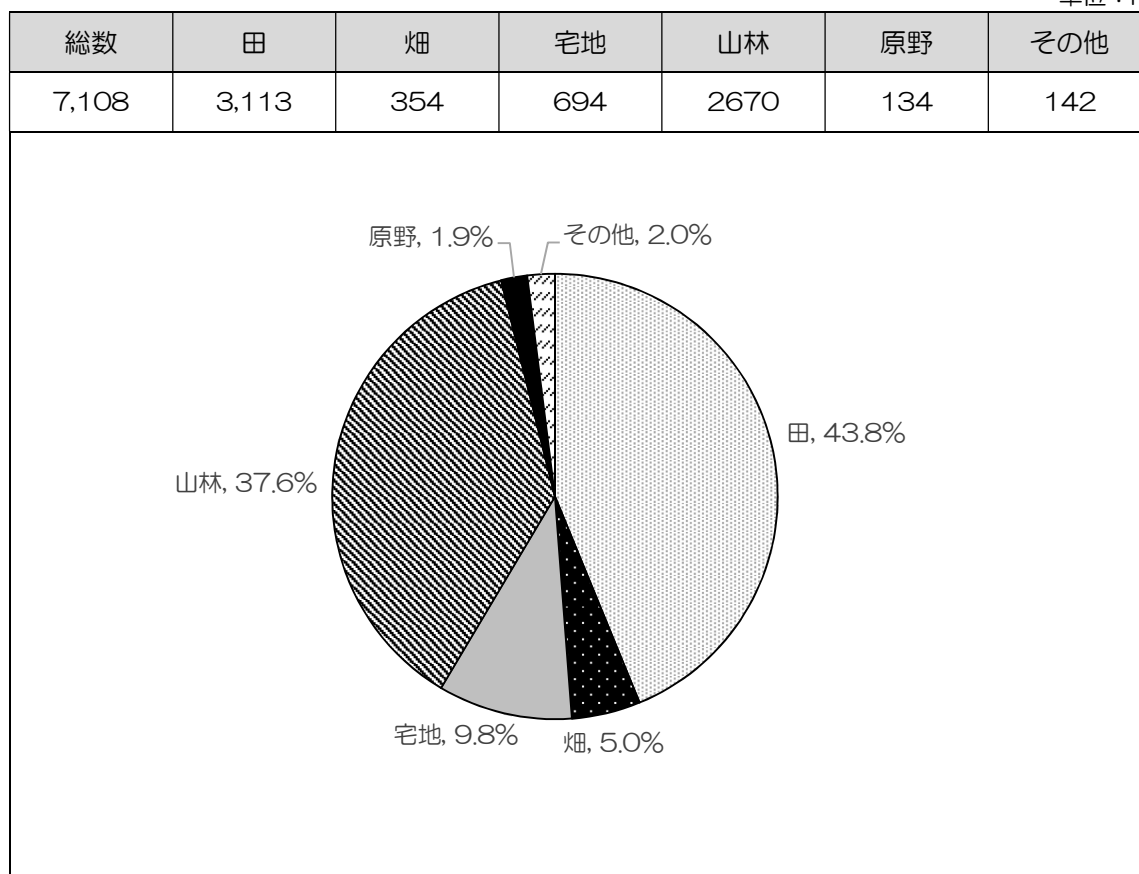
### 1 土地利用

本市の土地利用状況のうち、田が43.8%を占め最も多く、次いで、山林が37.6%、宅地が9.8%と続いている。

農耕地となる田・畑は、約48.8%を占めている。

▼図表 2-7 土地利用（民有地）（平成30年）

単位：ha



資料：佐賀県「統計年鑑」（平成30年版）

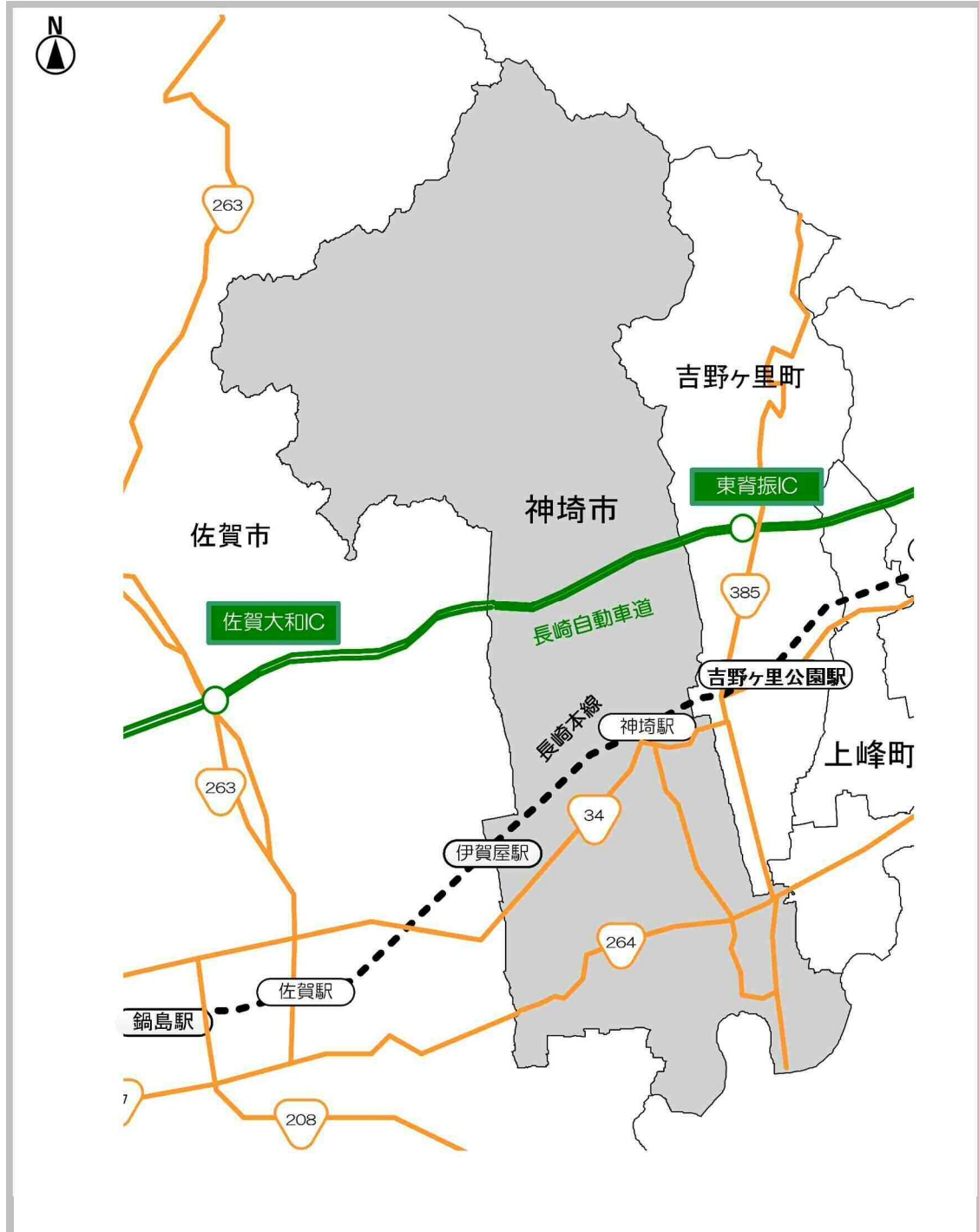
※端数処理のため、合計の数値が合わない箇所がある。

## 2 交通

本市の主要幹線は、南部に国道 34 号及び国道 264 号が貫通しているほか、主要地方道・県道が走り交流機能を持っている。また、市中央部に長崎自動車道が横断し、東脊振インターチェンジ及び佐賀大和インターチェンジが近郊に位置しており、高速道路への利便性は比較的高くなっている。

鉄道は市内に JR 長崎本線が横断している。

▼図表 2-8 交通概略図



## 第4節 総合計画

---

本市では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示すとおりである。

### ▼図表 2-9 総合計画の概要

【計画名称】	: 第2次神崎市総合計画
【基本計画の期間】	: 平成30年度～令和9年度
【策定年】	: 平成30年度
【人口目標値】	: 30,100人（令和9年目標）
【将来像】	: 幸せつなごうかんざき ～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～
【廃棄物処理に関する施策】	<ul style="list-style-type: none"><li>○環境共生・資源循環の推進</li><li>○3R活動に取組み、ごみ減量化、再資源化の推進</li><li>○環境教育、啓発活動、市民や事業所の環境配慮活動への支援</li><li>○地球温暖化対策実行計画の策定及び推進</li><li>○災害廃棄物処理計画の策定及び推進</li><li>○新エネルギー導入促進事業</li><li>○バイオマス事業の推進</li><li>○グリーン購入の促進</li></ul>



## 第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標





## 第1節 廃棄物処理の現状と課題

### 1 ごみの分別

本市のごみの分別種類は、大きく分けて、①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源ごみ、④粗大ごみ、⑤有害ごみの5種類である。

▼図表 3-1 ごみ種類別分別（令和3年度～令和5年度）

ごみ種類		具体例	分別区分名称
燃えるごみ		台所ごみ、廃プラ、紙くず、木くず、色物・柄物発泡トレイ、ペットボトルのキャップ 等	燃えるごみ
燃えないごみ		金属類（小型の家電製品、なべ、やかん、おもちゃ、ライター等）、ガラス類（化粧ビン、耐熱ガラス、油ビン等）、陶磁器類（茶碗、皿、植木鉢、花瓶等）等	燃えないごみ
資源ごみ	空缶・空ビン	ジュース缶、スプレー缶、2リットル以下の缶詰など、ジュースビン、ビール、酒、ウイスキーのびん	資源ごみ
	トレイ	白色トレイ、色物・柄物トレイ（いずれも食品用）	
	牛乳パック	500ml以上の紙パック	
	ペットボトル	飲料用ペットボトル類（キャップは除く）	
	新聞広告・雑誌	新聞・広告・雑誌・カタログ類	
	段ボール	段ボール	
有害ごみ		蛍光管、電球、乾電池類、体温計 等	有害ごみ
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 等	粗大ごみ

## 2 ごみの排出量

### 2-1 年間排出量

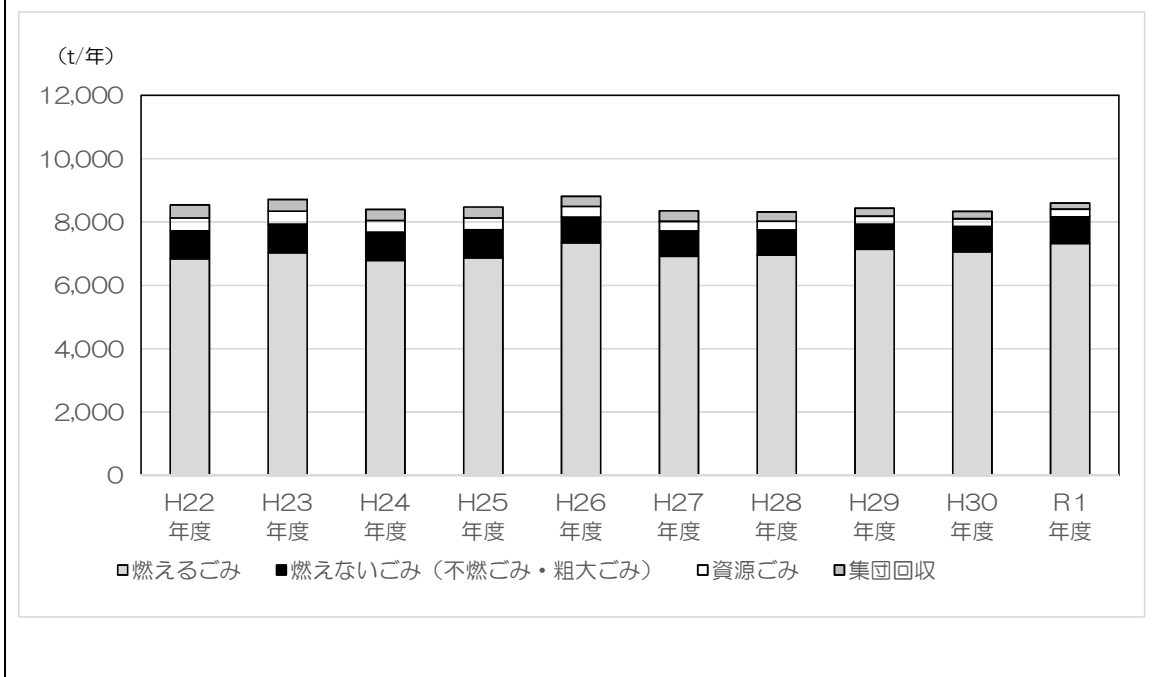
本市におけるごみの年間総排出量は、増減を繰り返しており、令和元年度が 8,605t となっている。

ごみ種類別にみると、燃えるごみは概ね横ばい、燃えないごみ・粗大ごみは減少傾向で、資源ごみは減少傾向である。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは減少であるが、事業系ごみは、増加傾向となっている。

▼図表 3-2 ごみ排出量の推移

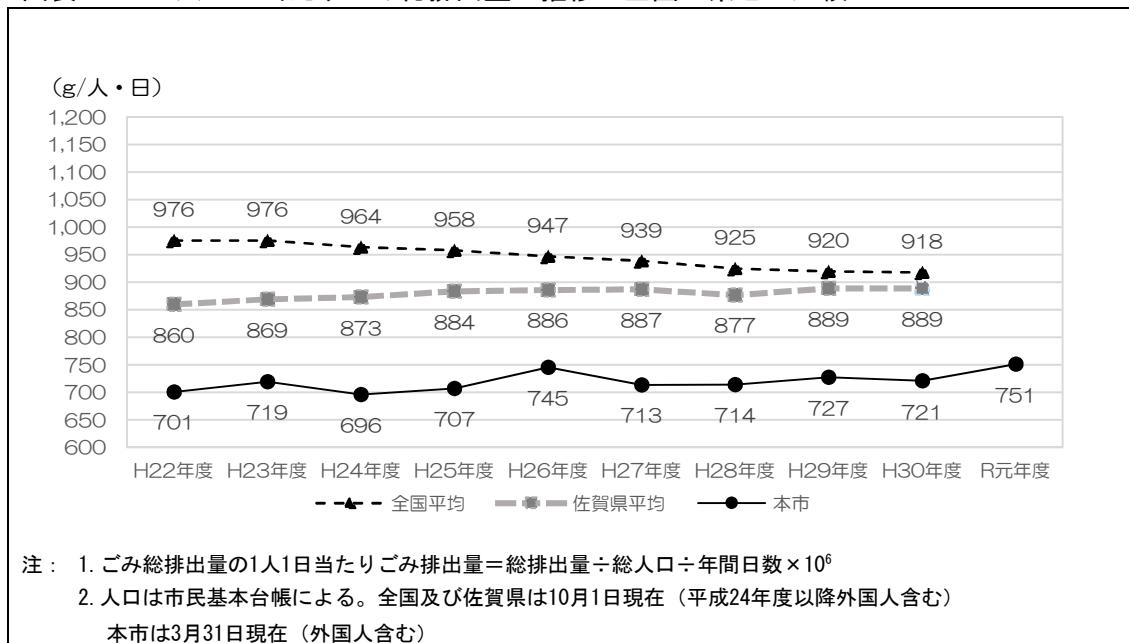
項目	単位	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
行政区内人口	人	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400	32,096	31,930	31,790	31,668	31,394
家庭系ごみ	t/年	7,473	7,493	7,406	7,384	7,275	7,232	7,017	6,983	6,944	7,025
燃えるごみ	t/年	5,805	5,849	5,831	5,808	5,826	5,805	5,671	5,704	5,692	5,773
燃えないごみ (不燃ごみ・粗大ごみ)	t/年	853	873	858	860	786	779	772	768	774	809
資源ごみ	t/年	412	406	371	370	338	310	288	260	251	245
集団回収	t/年	403	365	346	346	325	338	286	251	227	198
事業系ごみ	t/年	1,064	1,219	988	1,090	1,540	1,124	1,300	1,453	1,387	1,580
燃えるごみ	t/年	1,027	1,176	961	1,062	1,517	1,113	1,291	1,431	1,372	1,551
燃えないごみ (不燃ごみ・粗大ごみ)	t/年	35	31	24	22	21	11	7	21	14	26
資源ごみ	t/年	2	12	3	6	2	0	2	1	1	3
ごみ総排出量	t/年	8,537	8,712	8,394	8,474	8,815	8,356	8,317	8,436	8,331	8,605
燃えるごみ	t/年	6,832	7,025	6,792	6,870	7,343	6,918	6,962	7,135	7,064	7,324
燃えないごみ (不燃ごみ・粗大ごみ)	t/年	888	904	882	882	807	790	779	789	788	835
資源ごみ	t/年	414	418	374	376	340	310	290	261	252	248
集団回収	t/年	403	365	346	346	325	338	286	251	227	198



## 2-2 1人1日当たりごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、概ね増加傾向となっている。平成30年度では721gと、佐賀県平均や全国平均と比較すると低い値で推移している。

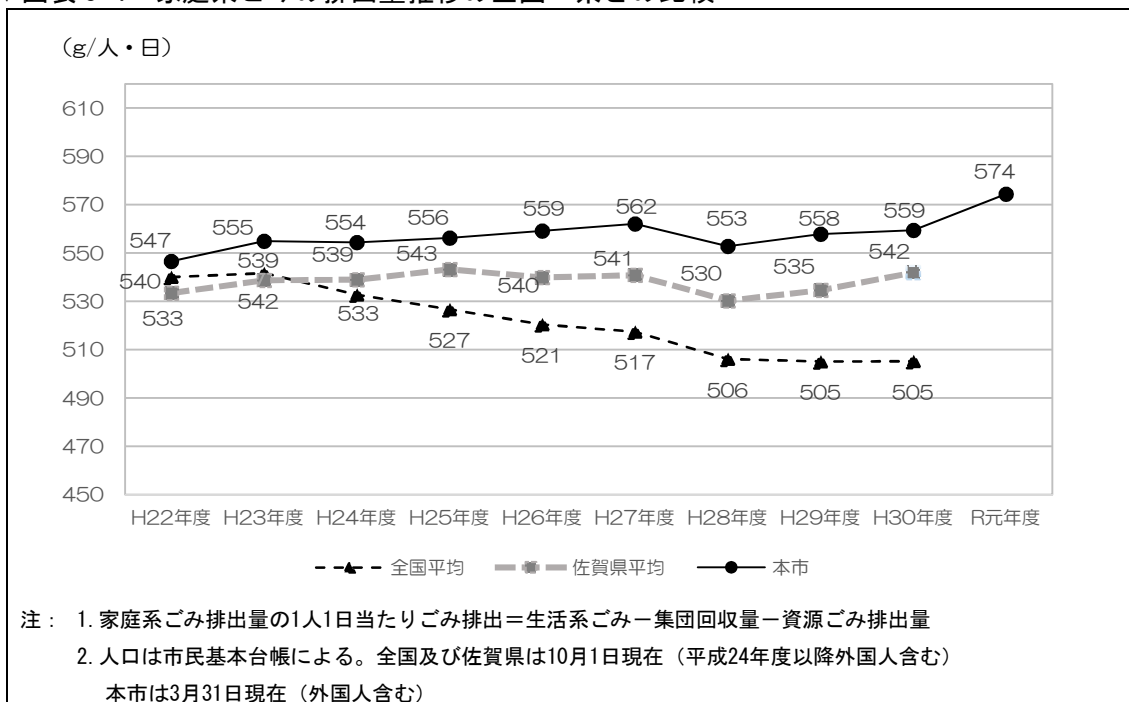
▼図表 3-3 1人1日当たりごみ総排出量の推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、増加傾向にある。また、佐賀県平均や全国平均と比較すると高い値で推移している。

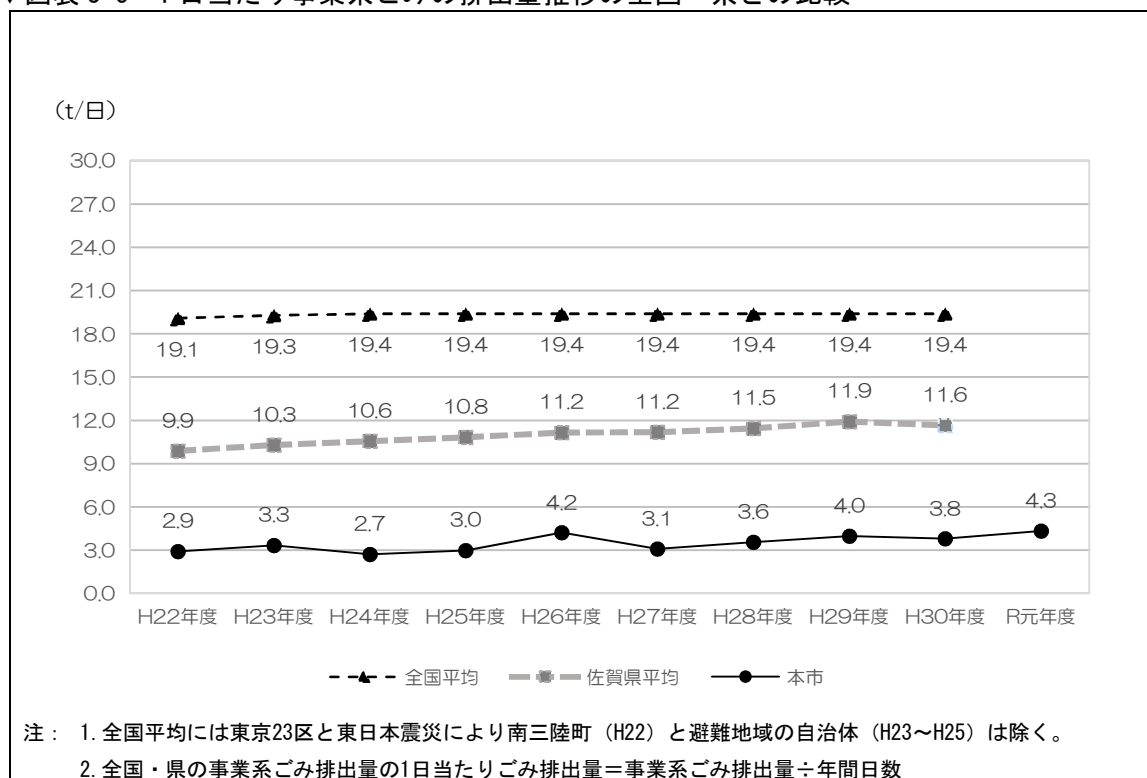
▼図表 3-4 家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

事業系ごみの1日当たりごみ排出量は、概ね増加傾向となっており、佐賀県平均や全国平均より低い値で推移している。

▼図表 3-5 1日当たり事業系ごみの排出量推移の全国・県との比較



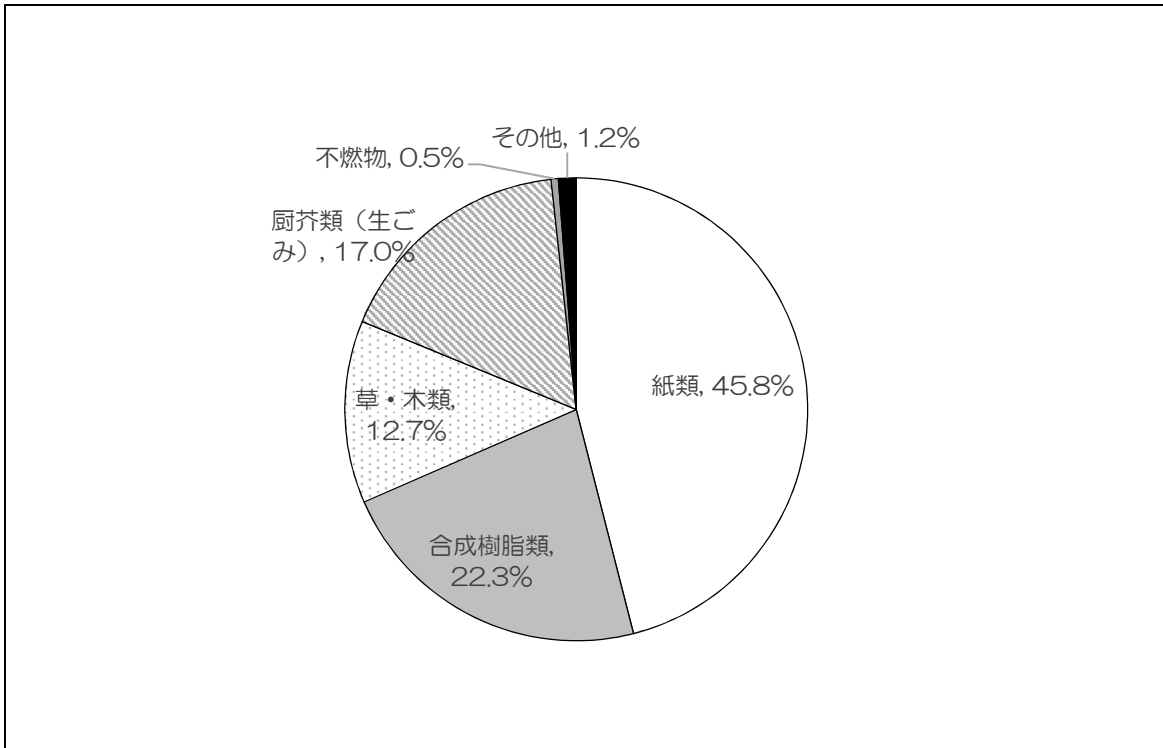
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

### 3 ごみの性状

春振広域クリーンセンターにおいて処理を行う燃えるごみについては、施設の安定稼働を維持するために年4回の頻度で定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

令和元年度に実施したごみ種類組成の調査結果(湿ベース)の構成比は、紙類が45.8%、合成樹脂類が22.3%と厨芥類(生ごみ)が17.0%、草・木類が12.7%、不燃物が0.5%、その他が1.2%となっている。

▼図表 3-6 燃えるごみの性状



## 4 ごみ処理システム

### 4-1 収集運搬に関する事項

ごみの収集頻度は、燃えるごみは週 2～3 回、燃えないごみ及び空缶・空ビン、有害ごみは月 2 回である。空缶・空ビン以外の資源ごみ及び粗大ごみは月 1 回である。

燃えるごみ、燃えないごみ、空缶・空ビン、ペットボトル、トレイは、有料指定袋による排出となっている。粗大ごみについては、業者に連絡後、必要枚数のステッカーを貼って排出する。

▼図表 3-7 ごみ排出方法（令和 2 年度）

ごみ種類		収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料	
燃えるごみ		週 2、3 回 ステーション収集	指定袋 (特大：40 円/枚、大：30 円/枚、 小：15 円/枚)	
燃えないごみ		月 2 回 ステーション収集	指定袋 (30 円/枚)	
資源 ごみ	空缶・空ビン	月 2 回 ステーション収集	指定袋 (30 円/枚)	
	資源 A	新聞・広告 月 1 回 ステーション収集	新聞・広告	ひもでくる
			雑誌類	ひもでくる
			段ボール	ひもでくる
			雑紙類	紙袋
	資源 B	紙パック 月 1 回 ステーション収集	紙パック	ひもでくる
			ペットボトル	指定袋 (20 円/枚)
			トイレ	指定袋 (20 円/枚)
有害ごみ		月 2 回 ステーション収集	透明袋	
粗大ごみ		月 1 回 ステーション収集	ステッカー	

## 4-2 ごみ処理の流れ

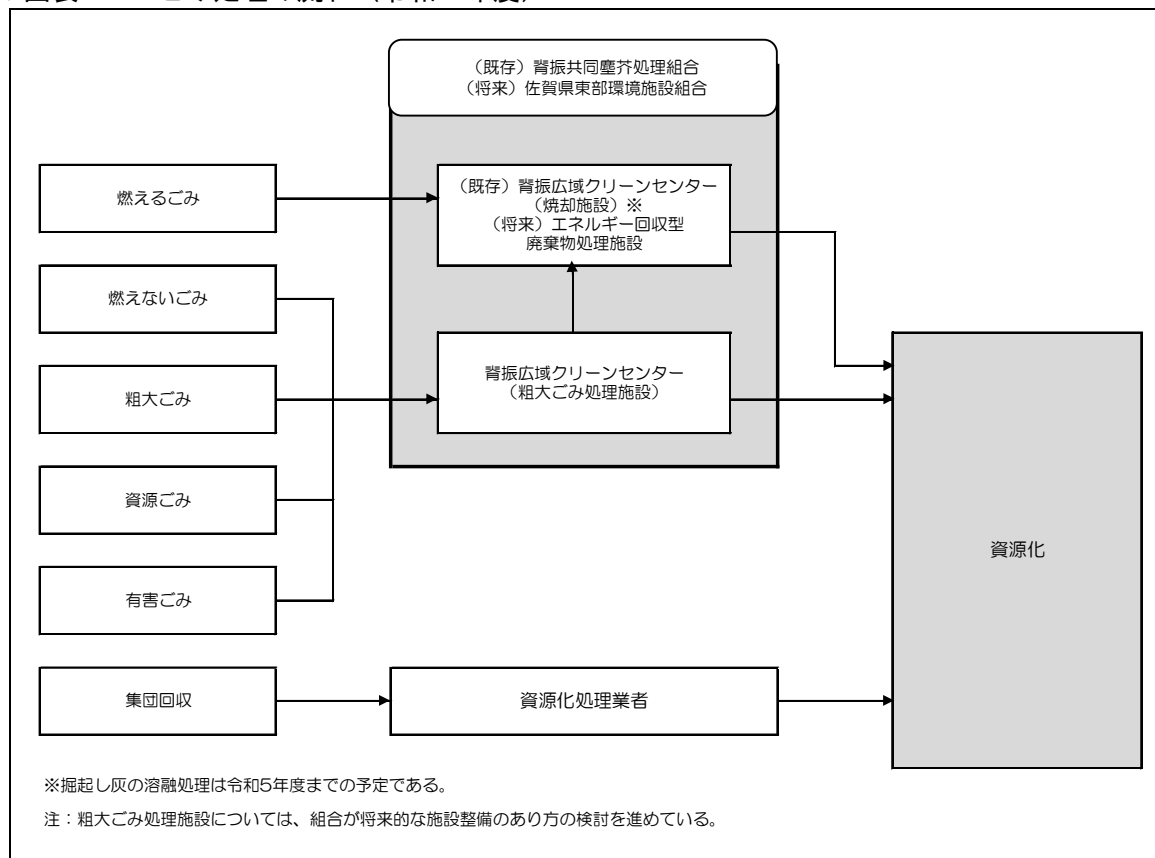
現在、本市から排出されたごみは、脊振広域クリーンセンターに搬入し、処理している。

燃えるごみは、焼却施設で処理を行っている。焼却処理により発生した焼却残渣物は灰溶融処理を行い、溶融スラグ、メタル及び溶融飛灰を生成し、これらを路盤材等の土木資材やセメント原料等として有効利用している。

燃えないごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、粗大ごみ処理施設で破碎・選別・圧縮梱包等の処理を行っている。回収した金属類等は資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は、焼却施設で処理している。

なお、燃えるごみや破碎選別残渣については、令和6年度から供用開始となるエネルギー回収型廃棄物処理施設にて焼却処理を行う予定である。焼却処理に伴い発生する焼却残渣（焼却主灰、焼却飛灰）はセメント原料等として有効利用する。

▼図表 3-8 ごみ処理の流れ（令和2年度）



### 4-3 ごみ処理施設

現在、本市から排出されたごみは、脊振広域クリーンセンターにて処理を行っている。

焼却施設で燃えるごみや破碎残渣を焼却処理後、灰溶融施設にて溶融し、溶融スラグ、メタル、溶融飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を温水として場内利用している。

粗大ごみ処理施設では、燃えないごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・保管等を行い、資源化の促進を図っている。

最終処分場については、埋立物を掘り起し、灰溶融処理を行うことにより、埋立物の全量撤去を推進している。

令和 6 年度からは、溶融資源化センターに替わり、佐賀県東部環境施設組合が管轄するエネルギー回収型廃棄物処理施設においてごみの処理を行う。同施設では、焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰は 100%有効利用の予定とする。

▼図表 3-9 脊振広域クリーンセンターの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	脊振広域クリーンセンター（ごみ焼却施設）
	供用開始	焼却処理施設：平成 9 年 1 月 灰溶融施設：平成 19 年 12 月
	処理対象	燃えるごみ、粗大ごみ処理施設破碎選別残渣
	処理能力	焼却炉：111.0t/日（55.5t/日×2 炉） 灰溶融炉：18.9t/日（9.45t/日×2 炉）
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉 直結溶融方式

▼図表 3-10 脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設の概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設
	供用開始	平成 9 年 1 月
	処理対象	燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ
	処理能力	25 t/日（5h）
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他



▼図表 3-11 脊振広域クリーンセンター埋立処分地施設の概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	脊振広域クリーンセンター埋立処分地施設
	供用開始	平成9年1月
	埋立面積	11,000 m <sup>2</sup> (埋立容積 100,000 m <sup>3</sup> )
	処理方式	セル工法
	浸出水処理施設	浸出水処理規模 60 m <sup>3</sup> /日

注：脊振共同塵芥処理組合が保有する最終処分場については、現在、埋立てを行わず、掘起し完了後に廃止する予定である。

▼図表 3-12 エネルギー回収型廃棄物処理施設の概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	エネルギー回収型廃棄物処理施設
	供用開始	令和6年4月(予定)
	処理対象	燃えるごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	172t/日(86t/日×2炉)
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

## 5 排出抑制・再資源化への取組

### 5-1 啓発の実施

本市では、市民や事業者によるごみの排出抑制や再資源化を推進するため、広報紙やホームページ等で啓発を行っている。

### 5-2 集団回収

本市では、ごみの減量化を図るため、子供クラブ、地域婦人会及び老人クラブ等の公共的な団体による集団回収に対して、補助金を交付している。集団回収量は年々減少している。

▼図表 3-13 集団回収の実績

単位：t

年 度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
集団回収量	403	365	346	346	325
年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
集団回収量	338	286	251	227	198

### 5-3 生ごみの堆肥化等による減量化

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、脊振共同塵芥処理組合で住民を対象に生ごみ自家用処理容器の購入補助制度や有効微生物の購入補助制度を実施している。

## 6 中間処理・最終処分の実績

### 6-1 脊振広域クリーンセンター焼却施設

脊振広域クリーンセンターにおける焼却処理量は平成 26 年度以後減少傾向であったが、増減を繰り返しながら、令和元年は 7,788t/年で推移している。

▼図表 3-14 脊振広域クリーンセンターの処理状況（市処理分）

単位：t

項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
焼却処理量	7,793	8,050	7,861	8,162	8,644
資源化量	655	1,003	1,122	1,816	1,493
溶融スラグ	374	733	890	1,583	1,272
溶融飛灰	272	259	219	223	208
溶融メタル	9	11	13	10	13
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
焼却処理量	7,324	7,368	7,555	7,482	7,788
資源化量	1,370	1,540	1,350	1,438	1,510
溶融スラグ	1,078	1,242	1,091	1,177	1,223
溶融飛灰	273	278	242	238	274
溶融メタル	19	20	17	23	13

※ 溶融処理量、資源化量は組合（脊振共同塵芥処理組合）合計値を神埼市の燃えるごみ搬入量割合で按分した値である。

### 6-2 脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設

脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設における資源化の推移は、平成 22 年度から減少傾向となっている。

▼図表 3-15 脊振広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設の処理状況

単位：t

項目	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
資源化物	957	879	822	767	738
合計	957	879	822	767	738
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
資源化物	694	663	630	622	619
合計	694	663	630	622	619

※脊振広域クリーンセンターは組合（脊振共同塵芥処理組合）のデータである。

### 6-3 最終処分の実績

組合が管轄する脊振広域クリーンセンターでは、資源化できないごみを全て熔融処理し、全量熔融スラグ等として資源化していることから、最終処分は行っていない。

令和6年度から稼働するエネルギー回収型廃棄物処理施設については、焼却処理に伴い発生する焼却残渣（焼却主灰、焼却飛灰）をセメント原料等として有効利用する予定である。

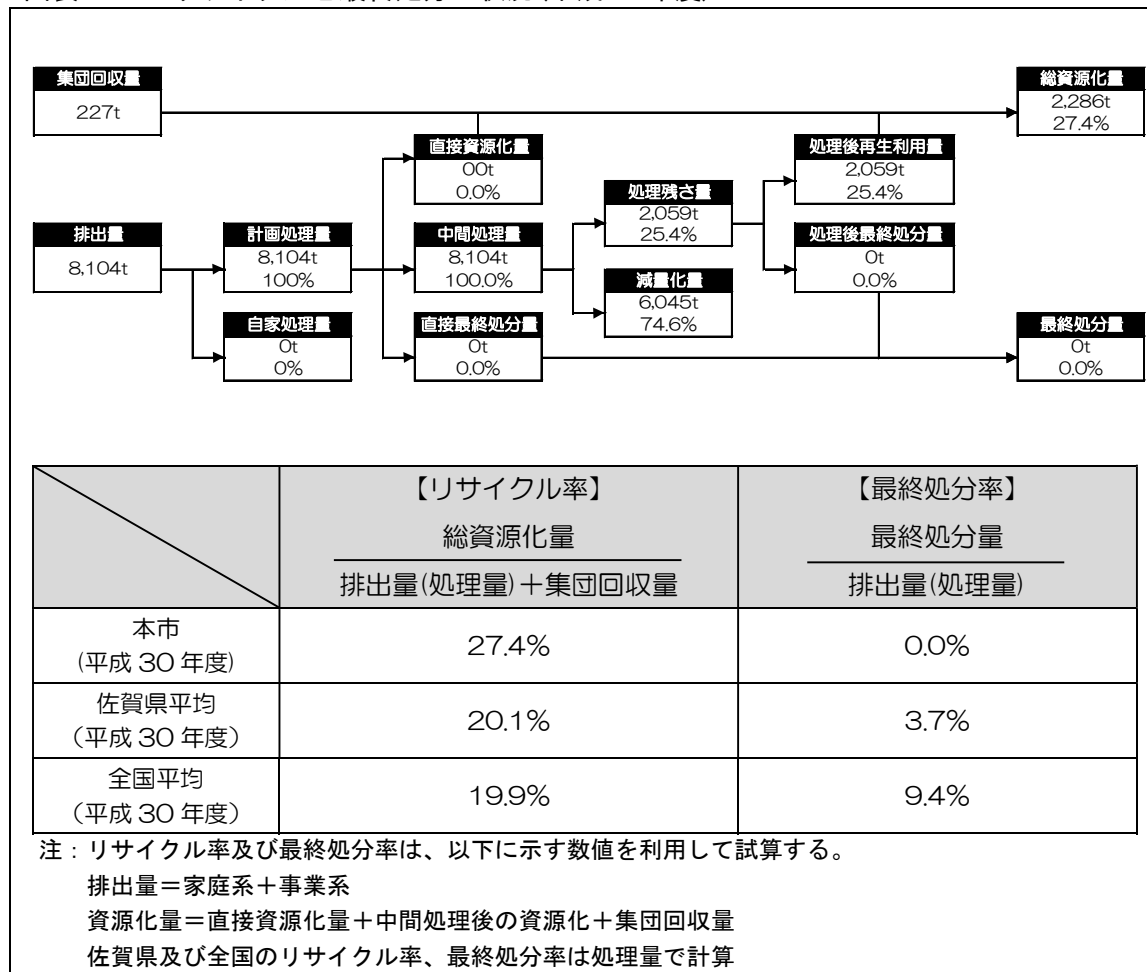
## 7 リサイクルと最終処分状況

本市のリサイクルと最終処分の状況について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理実態調査結果」の平成30年度の最新実績を基に、整理した。

本市の総資源化量は、平成30年度実績で2,286t/年となっており、リサイクル率は27.4%と佐賀県または全国の平均値より高い値となっている。

なお、最終処分量については、組合において熔融処理等の中間処理を実施し、全量再資源化を行っているため、最終処分は行っていない。

▼図表 3-16 リサイクルと最終処分の状況(平成30年度)



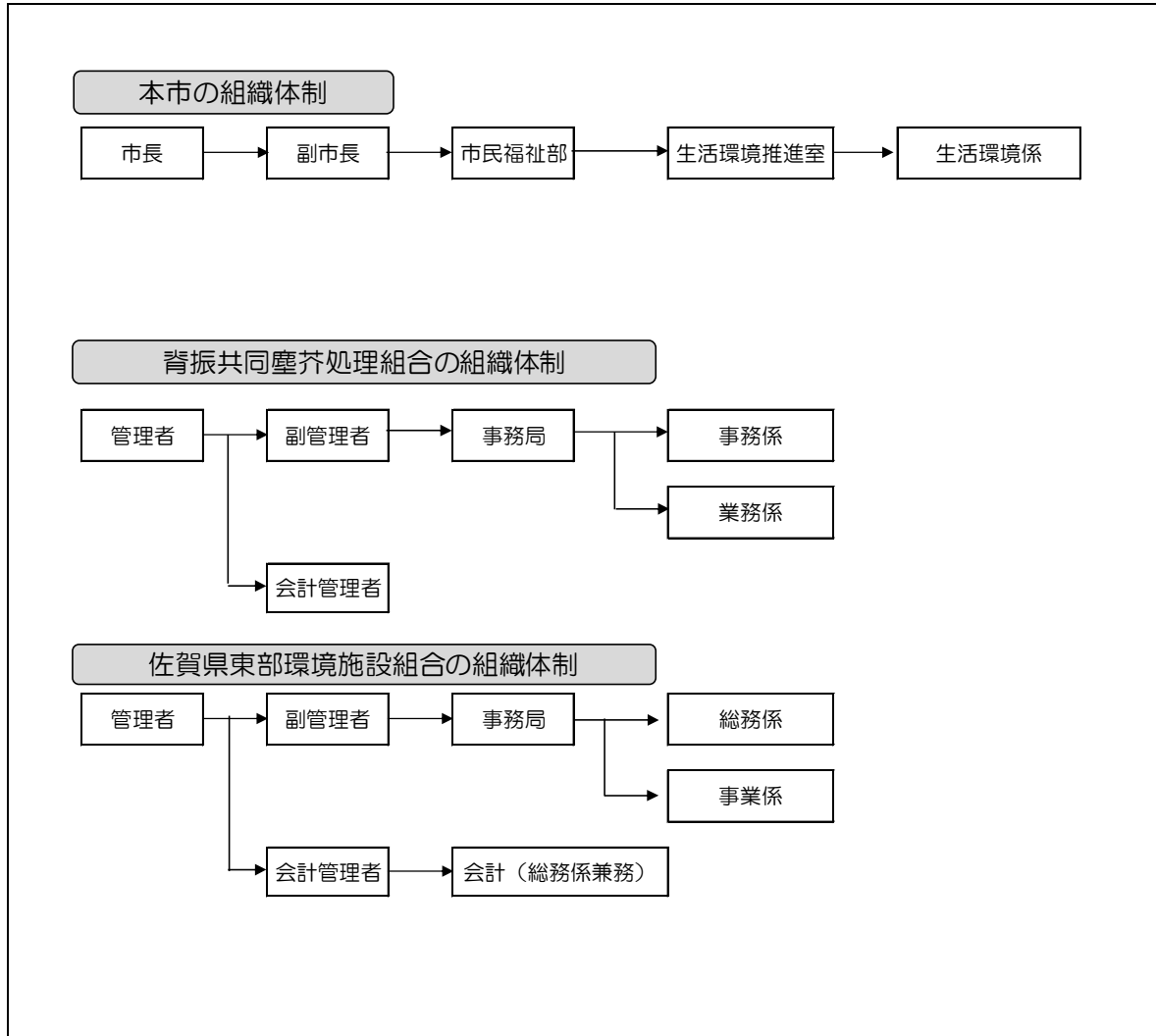
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（佐賀県及び全国）

## 8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

### 8-1 ごみ処理の組織体制

ごみ処理の組織体制は、以下のとおりである。

▼図表 3-17 ごみ処理の行政組織体制



## 8-2 ごみ処理経費

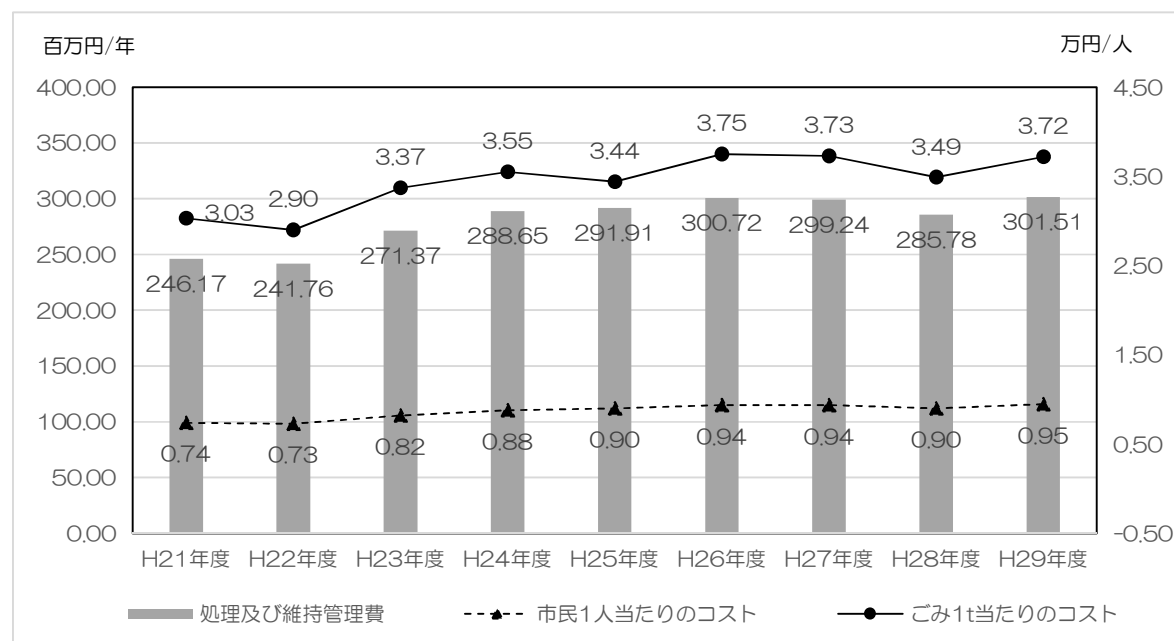
本市のごみ処理経費は、増加傾向となっている。市民1人当たりコストやごみ1t当たりコストも増加傾向で推移している。

▼図表 3-18 ごみ処理経費の推移

項目	単位	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人口(年度末)	人	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400
ごみ排出量	t	8,134	8,347	8,048	8,128	8,490
処理及び維持管理費	百万円	246.17	241.76	271.37	288.65	291.91
市民1人当たりのコスト	万円	0.74	0.73	0.82	0.88	0.90
ごみ1t当たりのコスト	万円	3.03	2.90	3.37	3.55	3.44

項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
人口(年度末)	人	32,096	31,930	31,790	31,668
ごみ排出量	t	8,018	8,031	8,185	8,104
処理及び維持管理費	百万円	300.72	299.24	285.78	301.51
市民1人当たりのコスト	万円	0.94	0.94	0.90	0.95
ごみ1t当たりのコスト	万円	3.75	3.73	3.49	3.72



注：1.ごみ排出量には集団回収量は含んでいない。

2.処理及び維持管理費は、本市の一般廃棄物処理実態調査結果（組合分担金含む）から算出している。

## 9 ごみ処理評価

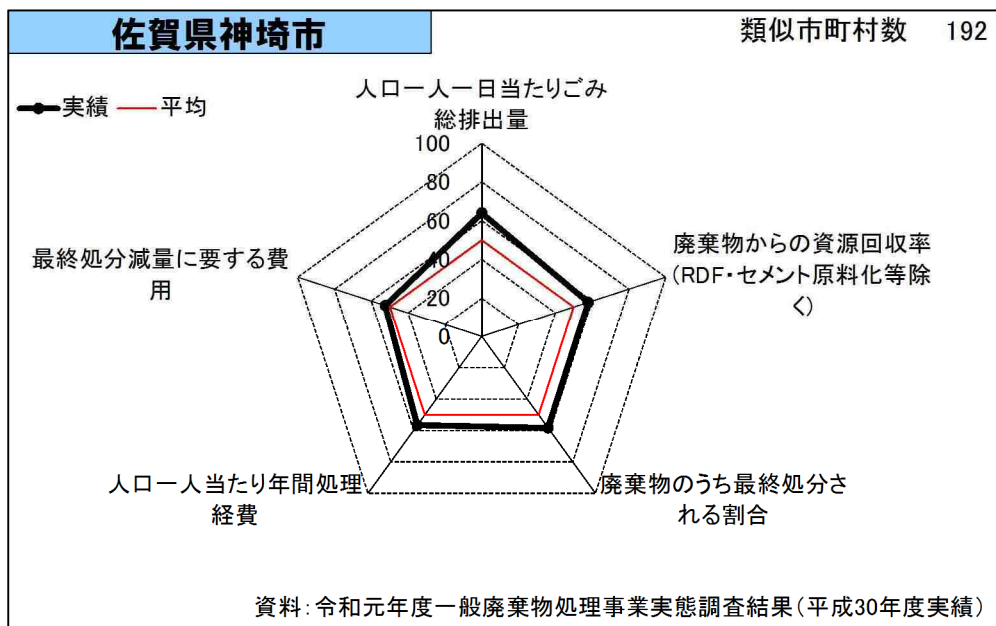
本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成30年度の最新実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価は次のとおりである。

本市はいずれの項目も標準偏差が50前後である。人口一人一日当たりごみ総排出量は、標準偏差が60を上回っている。

▼図表 3-19 ごみ処理の評価項目

指 標		指数の見方
循環型社会形成	人口一人一日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	人口1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

▼図表 3-20 ごみ処理の評価



資料: 環境省 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール (平成30年度)



## 10 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

### 【ごみの排出に関する事項】

ごみの減量が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・平成30年度の1人1日当たりごみ総排出量は721gと、佐賀県平均や全国平均と比べ低い値であるが、今後ごみの減量化を継続する必要がある。</li><li>・家庭系の1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向となっていることから、今後ごみの削減量を継続する必要がある。</li><li>・事業系の1日当たりのごみ排出量は、増加傾向となっていることから、ごみの減量化や適正処理が必要となっている。</li><li>・</li></ul>
ごみの排出方法等の統一が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・燃えるごみ及び燃えないごみの指定袋の価格が地域間で異なっていることから、価格設定に対する検討が必要となっている。</li><li>・資源ごみ（スプレー缶、容器包装プラスチック等）の取り扱いが地域間で異なっていることから、分別品目の取り扱いについて検討が必要となっている。</li></ul>

### 【再資源化に関する事項】

分別徹底が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ組成調査結果より燃えるごみには、資源ごみに分類される古紙が多く混入していることから、分別の徹底が必要となっている。</li></ul>

### 【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの中間処理は、脊振広域クリーンセンターで行っている。当施設では、新たな広域処理体制が整うまでは、現状の処理体制を継続することにより、当施設の効率的な運営及び安定的な処理を維持していく必要がある。</li></ul>

### 【最終処分に関する事項】

最終処分量の削減が必要
<ul style="list-style-type: none"><li>・容量に限りある埋立処分場を長く使っていくため、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量の削減をしていく必要がある。</li><li>・既存の埋立処分場の埋立物の掘起しを行っていることから、これを継続していく必要がある。</li></ul>

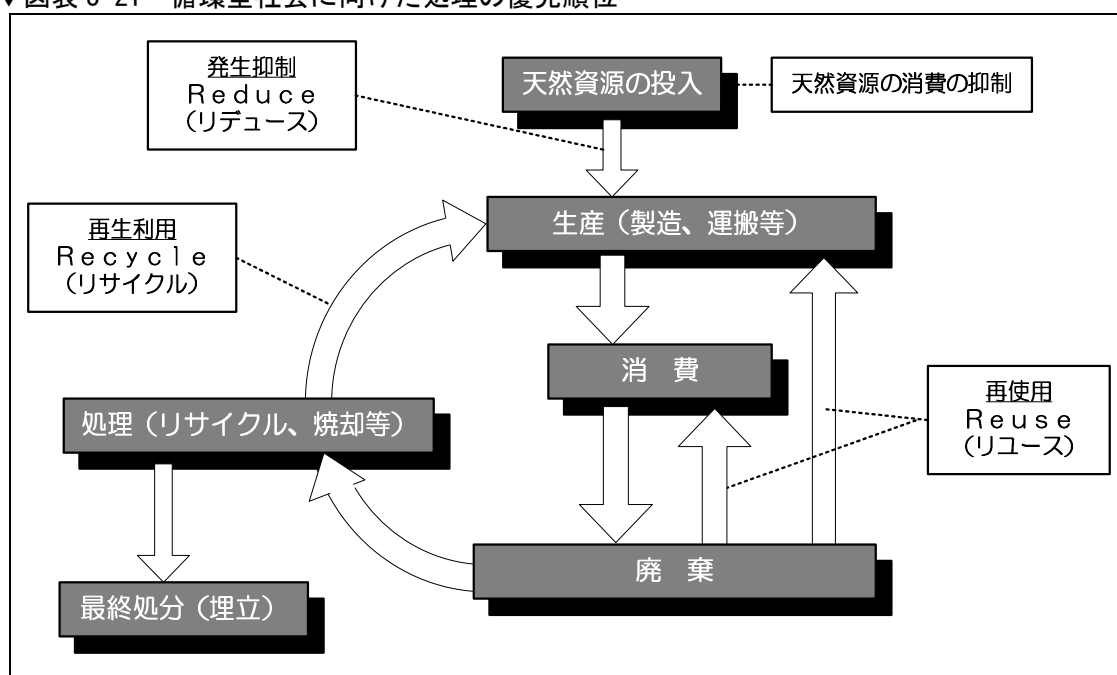
## 第2節 ごみ処理の目標

### 1 基本方針

本市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表 3-21）を踏まえて、ごみによる環境への負荷をできる限り低減するため、ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R 活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの使用量の削減と循環的な利用を促進していくものとする。

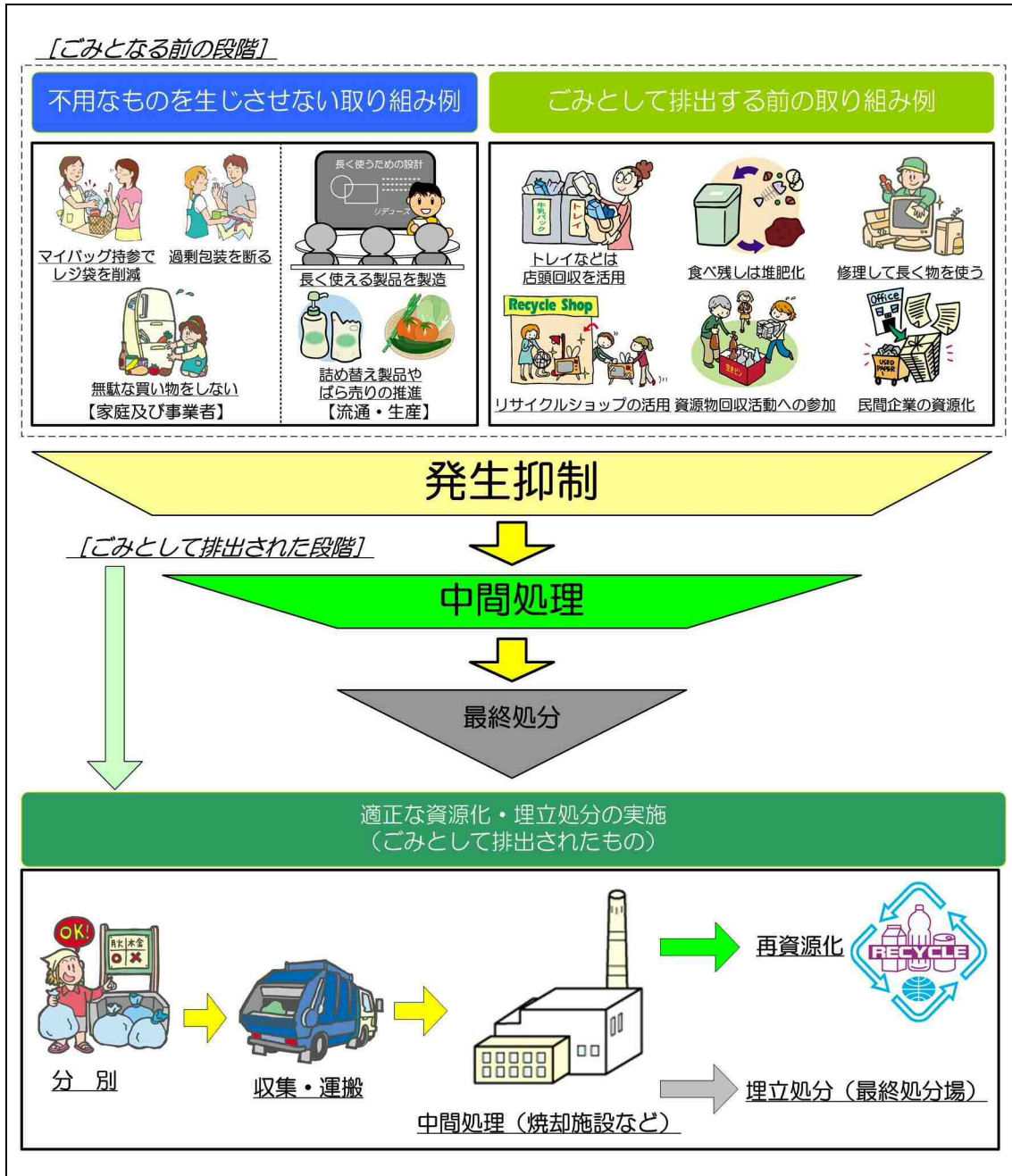
本計画では、既定計画と同様に「資源循環型社会の構築」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとする。

▼図表 3-21 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画では、ごみとなる可能性がある不用なものをなるべく出さないことや、不用になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

▼図表 3-22 発生抑制に対する一般的なイメージ



本市では、「環境負荷の少ない循環型社会の構築」を基本理念として、「市民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進」、「ごみ減量化及び資源化の推進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の 3 つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

### **基本方針 1：市民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進**

「発生抑制」を主体とする 3R 運動 (Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル) に取組、市民・事業者・行政の 3 者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

### **基本方針 2：ごみの減量化及び資源化の推進**

本市において、これまで行ってきた施策の推進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

### **基本方針 3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築**

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処분을継続する方針とする。

あわせて、現在供用している廃棄物処理施設においては、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理を継続して行っていく方針とする。

将来的にごみ処理施設の更新を行った場合は、更新する施設に応じた収集・運搬・処理・処분을構築する方針とする。

## 2 ごみ処理主体

本市管内から排出されたごみを処理する主体を排出段階から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化する。

### 2-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとする。

なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本市が行うものとする。

### 2-2 収集運搬段階

家庭系ごみの収集運搬については、本市が行うものとする。なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、市民自らが運搬するものとする。

また、事業系ごみは事業者自ら組合施設に運搬、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ委託するものとする。

### 2-3 処理処分段階

ごみの処理・処分は、組合で行うものとする。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

▼図表 3-23 ごみ処理段階と処理主体

項目	排出	収集運搬	中間処理・最終処分
家庭系ごみ	市民	本市	組合
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	組合

※処理主体は委託も含む。

注：脊振共同塵芥処理組合が保有する最終処分場については、現在、埋立てを行わず、掘起し完了後に廃止する予定である。

### 3 ごみ排出量及び処理量の見込み

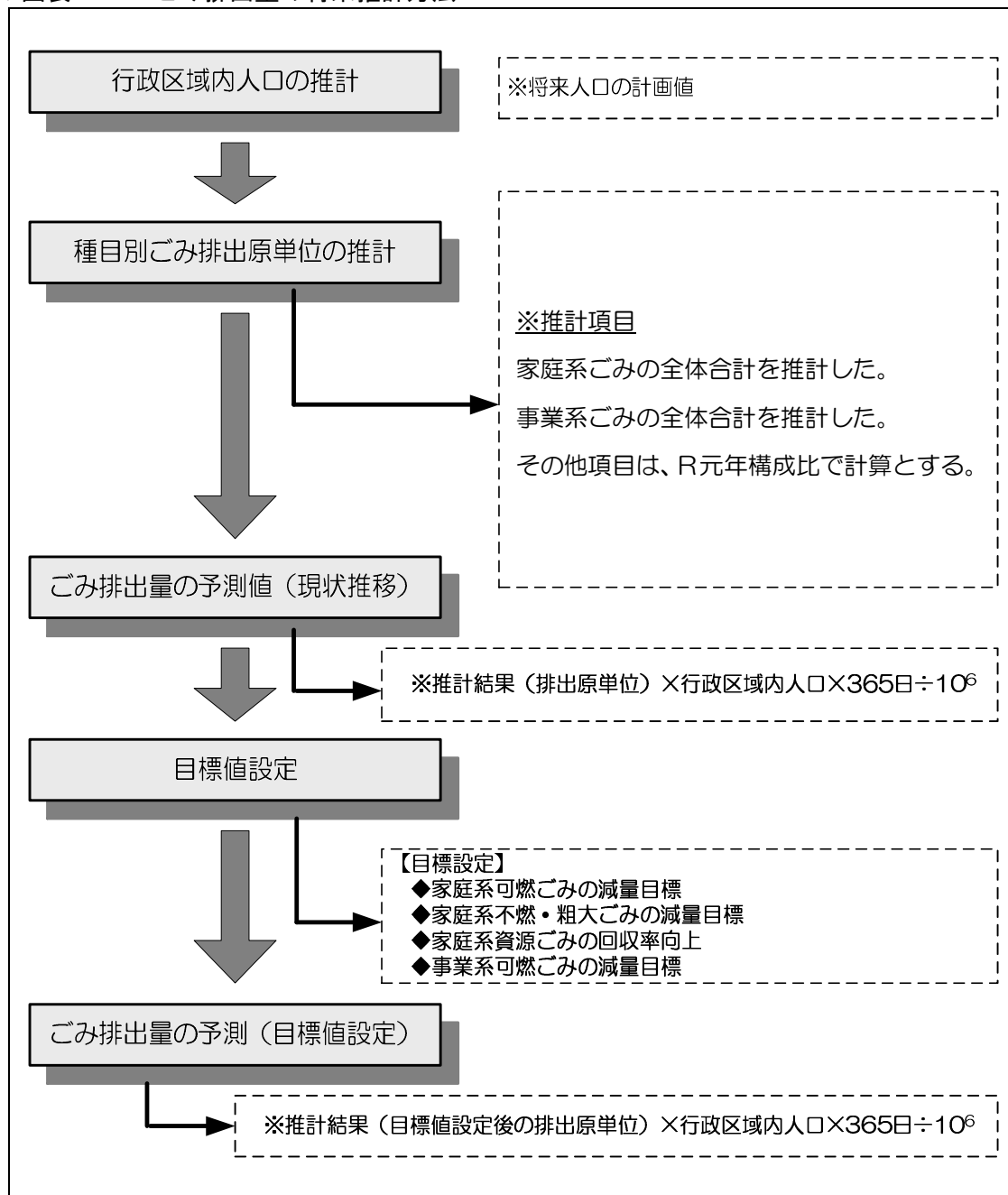
#### 3-1 将来計画の方法

人口及びごみ排出量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」をもとに推計を行っている。

なお、人口は本市の将来目標人口を採用し、ごみ排出量は過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）の実績値を基本として推計した。

ごみ排出量等の将来推計方法は、以下に示すとおりである。

▼図表 3-24 ごみ排出量の将来推計方法



## 4 減量化及び資源化に関する目標値の設定

### 4-1 減量化の目標値

本市において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

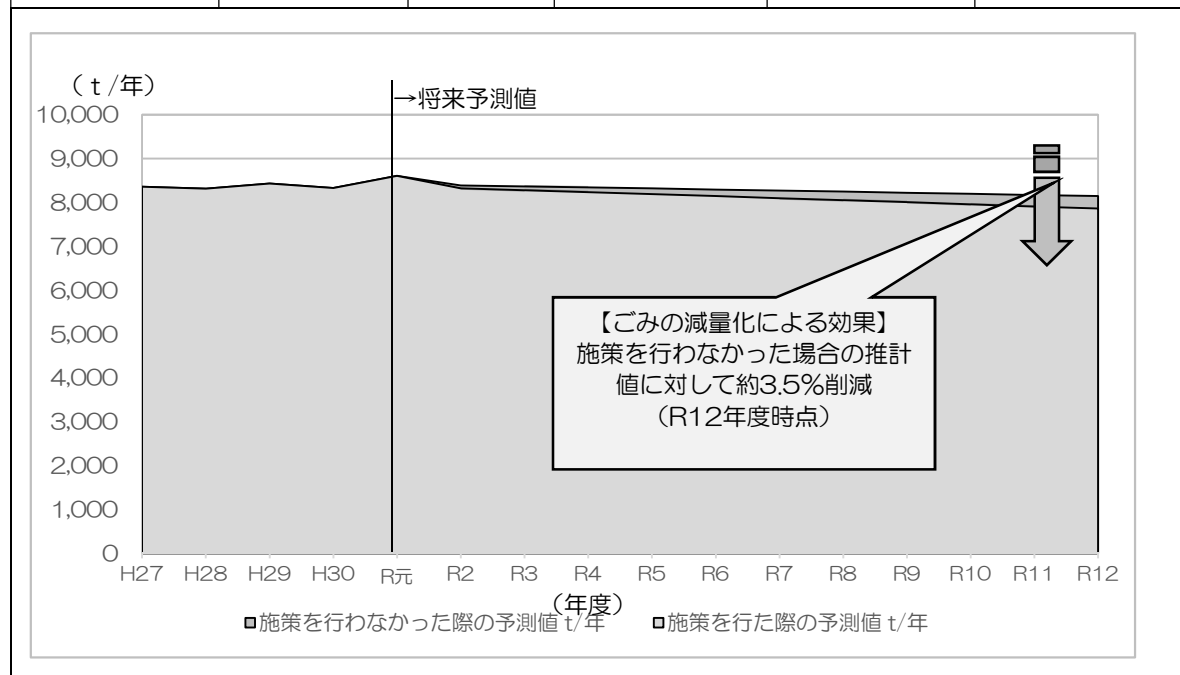
ごみの減量化の目標値は、家庭系の燃えるごみ、家庭系燃えないごみ・粗大ごみ、事業系燃えるごみに対して、減量目標値を設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

▼図表 3-25 ごみの減量化の目標値

項目	減量化の内容	目標年度における目標値の設定
家庭系燃えるごみ	管内で排出されたごみのうち約 16.4% (H26) → 17% (R1) が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度：50% 削減目標：0.85%
	食品ロス等を少なくすることにより、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5%
家庭系可燃ごみ 直接搬入ごみ	目標を平成 29～令和元年度の実績レベルの排出量に設定した。	削減目標：10%
事業系ごみ	目標を平成 29～30 年度実績レベルの排出量に設定した。	削減目標：10%

▼図表 3-26 ごみの減量施策を実施した場合のごみ排出量の推移

項目		単位	R2年度	R7年度	R12年度
家庭系ごみ	現状推移	t/年	6,888	6,641	6,402
	施策実施	t/年	6,824	6,551	6,289
	減量分	t/年	▲64	▲90	▲113
事業系ごみ	現状推移	t/年	1,502	1,630	1,743
	施策実施	t/年	1,497	1,548	1,572
	減量分	t/年	▲5	▲82	▲171



※家庭系ごみ＝家庭系燃えるごみ＋家庭系燃えないごみ・粗大ごみ＋家庭系資源ごみ＋集団回収量

※事業系ごみ＝事業系燃えるごみ＋事業系燃えないごみ・粗大ごみ＋事業系資源ごみ

▼図表 3-27 ごみの減量施策を実施した場合の推移

項目		単位	R2 年度	R7 年度	R12 年度
家庭系ごみ	現状推移	g/人・日	603.8	598.7	593.6
	施策実施	g/人・日	598.2	590.6	583.1
	減量分	g/人・日	▲5.7	▲8.1	▲10.5
事業系ごみ	現状推移	t/日	4.1	4.5	4.8
	施策実施	t/日	4.1	4.2	4.3
	減量分	t/日	▲0.0	▲0.2	▲0.5

## 4-2 資源化の目標値

資源化の目標値については、現在、本市で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、適正分別が見込める資源ごみ（新聞広告・雑誌類・段ボール・難古紙）の回収量を向上する目標値を設定した。また、容器包装プラスチックの回収項目を追加し、目標値を設定した。

▼図表 3-28 資源化の目標値

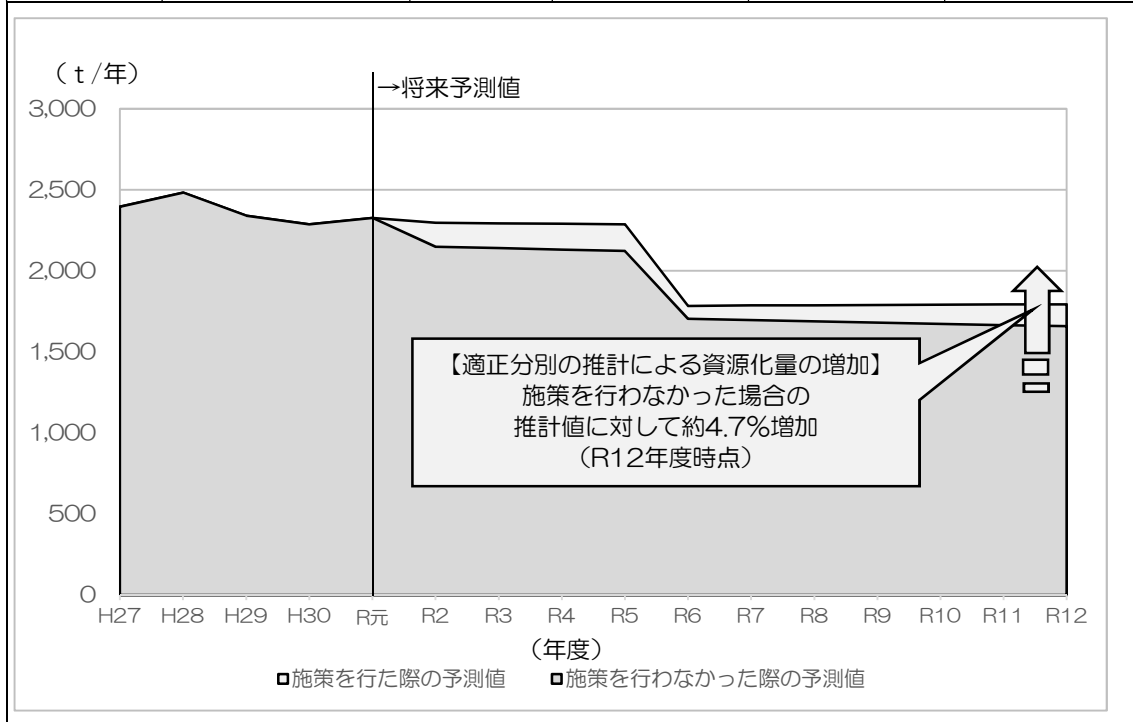
項目	資源化の内容	目標年度における目標値の設定
資源ごみ (紙類)	管内で排出された燃えるごみのうち約 43.4% が紙類であるため、適正分別（5%→7%）を徹底することにより資源化を図る。	適正分別： <u>7.0%</u> 努力目標： <u>3.04%</u>
資源ごみ (容器包装 プラスチック)	燃えるごみのうち約 7.2%（※）が容器包装プラスチックであるため、適正分別（5%）を徹底することにより資源化を図る。	適正分別： <u>5.0%</u> 努力目標： <u>0.36%</u>

※容器包装プラスチックの潜在量は、「市町村分別収集手引き」（九訂版）の全国平均値 7.2%により。



▼図表 3-29 資源化施策を実施した場合の資源化量の推移

項目		単位	R2 年度	R7 年度	R12 年度
資源化量	現状推移	t/年	2,148	1,696	1,658
	施策実施	t/年	2,296	1,786	1,793
	適正分別による増加	t/年	+148	+90	+135



※ 資源化量＝資源化物＋集団回収量

## 5 目標値のまとめ

前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 3-30 に示すとおりである。

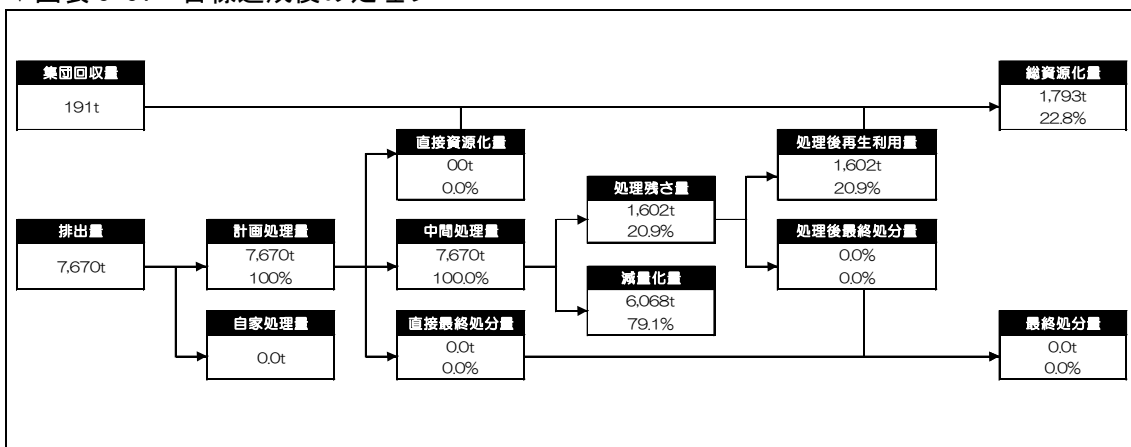
本市では、令和 12 年度で 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度実績に対し、約 16.7g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 22.8%とする目標を設定した。

令和 6 年度から次期エネルギー回収型廃棄物処理施設の稼働に伴い、掘起し灰の熔融処理がなくなるため、平成 26 年度に比べると資源化率が低くなる。

▼図表 3-30 目標値のまとめ

項目	単位	H26 年度	R2 年度	R7 年度	R12 年度
行政区内人口	人	32,400	16,395	16,390	16,385
総排出量（資源ごみ等含む）	t/年	8,817	8,321	8,099	7,861
削減量（対 H26）	t/年	-	▲496	▲718	▲956
施策実施時 削減率（対 26）	-	-	▲5.6%	▲8.1%	▲10.8%
1 人 1 日当たり排出量原単位	g/人・日	745.6	729.4	730.2	728.9
（資源ごみ等含む） 削減量（対 H26）	g/人・日	-	▲16.2	▲15.4	▲16.7
施策実施時 削減率（対 26）	-	-	▲2.2%	▲2.1%	▲2.2%
資源化量	t/年	2,402	2,296	1,786	1,793
総排出量に対する資源化率	-	27.2%	27.6%	22.1%	22.8%

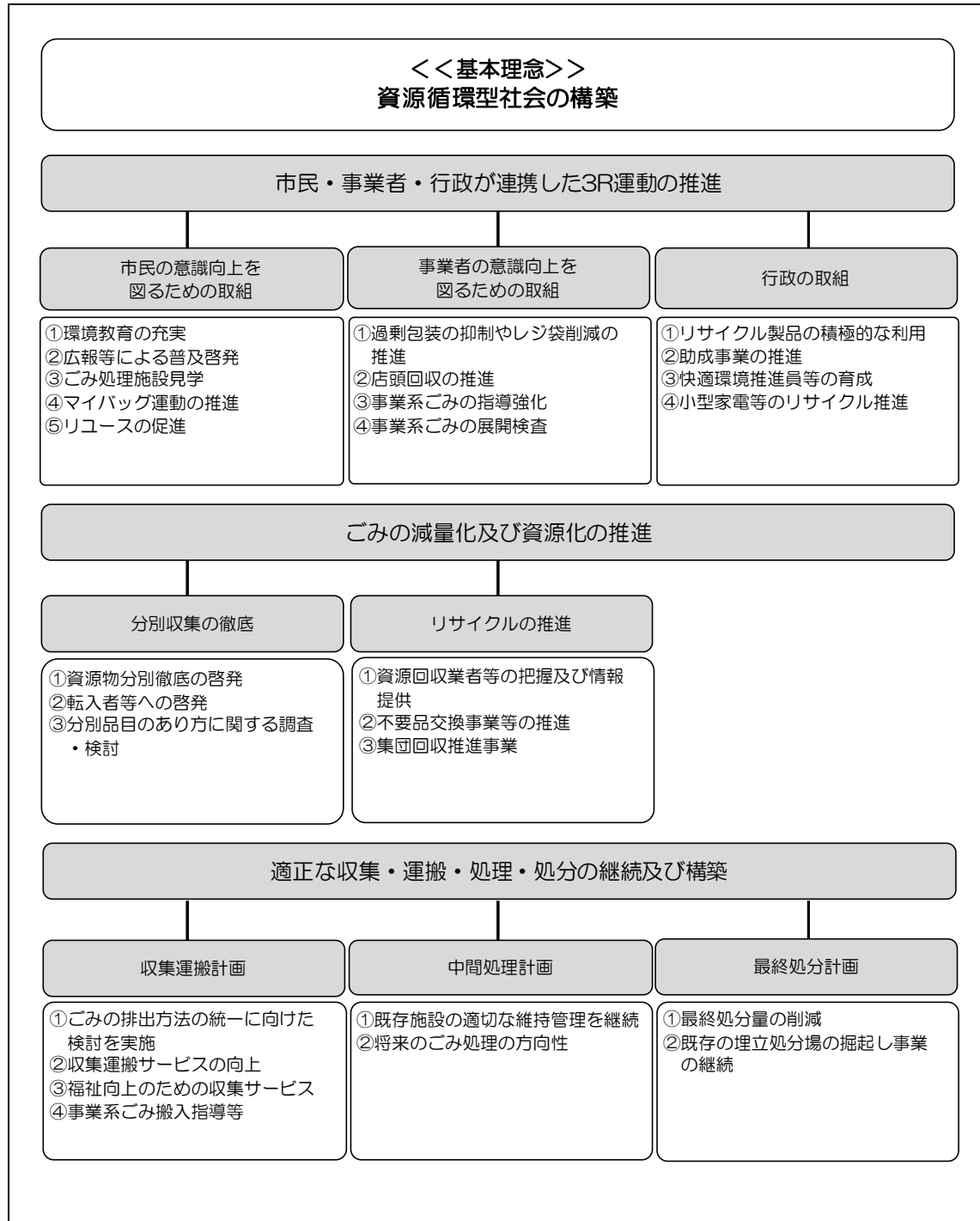
▼図表 3-31 目標達成後の処理フロー



### 第3節 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本体系を示す。

▼図表 3-32 施策の体系



## 第4節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、市民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。

そのため、行政は市民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

### 市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

#### 1 市民の意識向上を図るための取組

##### 施策1 環境教育の充実

小中学校やPTA、婦人会、老人会等を対象にごみ問題や地域の環境に対する問題への理解と取組に積極的に協力してもらうため、ごみ問題に関する環境学習を実施する

##### 施策2 広報等による普及啓発

地域の公民館などでリサイクルやごみ減量に関する講習会を開催し、市民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。

適正な分別への協力やごみ減量に関する記事を、本市の広報等に掲載するなどして、市民へリサイクルやごみ減量に対する啓発や意識の向上を図る。同時に、構成市町や本市のホームページを活用して、市民が情報を得やすい環境を整える。

あわせて、生ごみの水切りの徹底、ダンボールコンポストを含めた生ごみ堆肥化の利用方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗などについての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する市民の意識向上を図る取組を行うものとする。



##### 施策3 ごみ処理施設見学

小・中学校・老人クラブ等を対象にごみ処理施設の施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

##### 施策4 マイバッグ運動の推進

買い物袋(マイバッグ)の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした市民の取組を推進する。また、令和2年7月に開始したレジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減に向けて、住民等への呼びかけを行っていく。



## 施策5 リユースの促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出削減につながるため、住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。あわせて、再生商品等の利用促進や、使用頻度の少ない商品の購入を抑制することを啓発する。



## 2 事業者の意識向上を図るための取組

### 施策1 過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進

事業者に対して、過剰包装を控える取組に積極的に参加するよう要請する。本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により市民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。

また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」と連携し、レジ袋削減に取り組む方針とする。



### 施策2 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。

また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を本市のホームページや広報などを活用し、市民へ啓発することを検討する。



### 施策3 事業系ごみの指導強化

市内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図るため、多量の事業系廃棄物を排出する事業者に対する指導を強化する。

### 施策4 事業系ごみの展開検査

収集運搬許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに異物等の混入が認められた収集運搬許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

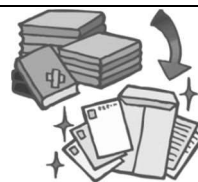
あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすことなども検討する。



### 3 行政の取組

#### 施策1 リサイクル製品の積極的な利用

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙等については、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品もしくはその同等品を利用するよう広報誌やイベント等で啓発していきます。またパンフレットやポスター等を作成し、市民や事業者に配布することについても検討する。



#### 施策2 助成事業の推進

ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収の助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。



#### 施策3 快適環境推進員等の育成

地域における環境美化の促進及び良好な環境の保持を推進し、市民の意識高揚を図り、並びに地域住民自らが快適な生活環境の美しい町づくりの実現を目指すための快適環境推進員等の取組を継続する。

あわせて、市民団体、事業者、行政が一体となっておみ問題について考えていくための協議会等を必要に応じて発足する。



#### 施策4 小型家電等のリサイクル推進

小型家電等のリサイクルについては、組合施設においてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を実施している。

本市においては、こうした取組について市民への広報等を行っていく。

## 第5節 再資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

### ごみの減量化及び資源化の推進

#### 1 分別収集の徹底

##### 施策1 資源物分別徹底の啓発

燃えるごみとして排出されたごみには、分別品目のリサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本市のホームページや広報等を活用して情報発信し、市民に対して分別の徹底を図る方針とする。

また、ごみステーションに出されたごみについては、分別が悪い場合は、ごみ袋の収集を行わないなどの措置についても今後検討を進めていく方針とする。

##### 施策2 転入者等への啓発

転入者や転居の方が多いた賃貸住宅居住者等に対するごみの減量や資源物の分別方法を周知するため、転入時の窓口での啓発や、不動産業者や管理業者等を通じた分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。

また、介護事業者は、市民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。

##### 施策3 分別品目のあり方に関する調査・検討

当面の間、分別収集区分については現状を維持する方針とするが、将来的には周辺自治体の取組状況等を踏まえて、調査・検討を進めていく方針とする。

#### 2 リサイクルの推進

##### 施策1 資源回収業者等の把握及び情報提供

事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進するなどの取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。

本市では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者などを把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。

また、事業者が販売ルート等を通じた回収システムを確立するとともに、牛乳パックや食品トレイなどの回収を実施する

## **施策2 不要品交換事業等の推進**

フリーマーケットなどの開催や、不要品情報コーナーを設けることにより、市民が不要品の交換等を効率的に行えるよう、情報や場所の提供等について検討します。（広報誌やホームページを利用し、情報を発信していく等）

## **施策3 集団回収推進事業**

市内の老人クラブ、子どもクラブ等の市民団体の集団回収を推進し、資源回収活動について支援を行っていく。



## 第6節 ごみ処理計画

### 適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

#### 1 収集運搬計画

##### 1-1 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、委託で行っている。ごみの減量化及び資源化の目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和12年度において5,705t/年となる見込みである。

▼図表 3-33 収集運搬量（直接搬入ごみ除く）

項目	単位	R2年度	R7年度	R12年度
可燃ごみ	t/年	5,397	5,058	4,782
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	497	479	462
資源ごみ	t/年	290	403	461
合計	t/年	6,184	5,940	5,705

##### 1-2 収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

###### 施策1 ごみの排出方法の統一に向けた検討を実施

ごみの取り扱い品目が、地域間で異なることから、将来的な統一に向けた各種検討を進めるものとする。

###### 施策2 収集運搬サービスの向上

ごみの収集・運搬に関する市民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすることなどが挙げられるが、これを実施した場合、収集・運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、市民の要望、収集運搬に関する市民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域市民により維持管理を行うものとする。

###### 施策3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な市民や障害のある市民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。高齢者等を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討する。



## 施策4 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、あるいは町が許可する収集運搬許可業者により行われている。

本市及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査などを行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集・運搬状況をもとに許可を認めている。そのため、収集運搬の許可については現状を維持する方針である。

## 2 中間処理計画

### 2-1 中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、年間排出量は令和12年度において8,080t/年とする。

▼図表 3-34 中間処理量（粗大ごみ処理施設の可燃残渣を含む）

項目	単位	R2年度	R7年度	R12年度
可燃ごみ	t/年	7,471	7,154	6,876
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	793	767	743
資源ごみ	t/年	290	403	461
合計	t/年	8,554	8,324	8,080

### 2-2 中間処理の施策

中間処理に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

#### 施策1 既存施設の適切な維持管理を継続

燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの中間処理は、脊振広域クリーンセンターで行っている。

当施設では、新たな広域処理体制が整うまでは、現状の処理体制を継続することにより、当施設の効率的な運営及び安定的な処理を維持していくものとする。

## **施策2 将来のごみ処理の方向性**

組合のごみ処理施設は供用後16年以上が経過していることから、当施設の更新を視野に入れた検討を進めていく。

そのため、組合の将来的なごみ処理の方向性を定めるために、周辺自治体の動向調査や新技術の動向調査に対して協力していくものとする。

県の広域化計画や近隣自治体の動向も踏まえた上で、組合を構成する2市3町にとって最も適した処理体制の構築を図る方針とする。

## **3 最終処分計画**

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

### **施策1 最終処分量の削減**

本市では、これまでと同様に、ごみの減量化及び資源化の推進により、最終処分量の削減を図る方針とする。

### **施策2 既存の埋立処分場の掘り起し事業の継続**

組合が管理する最終処分場については、埋立物を掘り起し、埋立物を完全に撤去する事業を継続していることから、本事業を継続する方針とする。

## 第7節 ごみ処理施設整備

### 1 処理対象物

本地域では、広域化計画の方針に従い、新たな枠組みとして2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合での広域処理体制の整備を進めている。

今後整備する施設における処理対象物は、以下に示すとおりとする。

▼図表 3-35 処理対象物

施設区分	処理対象物
エネルギー回収型廃棄物処理施設	燃えるごみ 破碎選別残渣 災害廃棄物
マテリアルリサイクル推進施設	燃えないごみ 粗大ごみ 資源ごみ (紙類、白色トレイ、布類、廃食用油、乾電池、缶類、 ビン類、ペットボトル、容器包装プラスチック等)

### 2 施設整備計画目標年度

施設規模を算定するための処理量として採用する計画目標年次は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（環整第107号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）」において、『稼動予定年の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めること。』とされているため、計画施設が供用を開始する令和6年度から7年後の令和12年度までの間で、最も処理量が多い令和6年度の値を採用した。

なお、平成28年度から令和5年度までの8年間は、施設整備に向けた各種調査・計画期間であるため施設規模の設定年度の対象とならない。また、ごみ排出量が最も少なくなる令和12年度の処理量で施設規模を設定した場合、令和6年度のごみを処理することができなくなるため、こうした値は採用していない。

### 3 施設整備基本方針

今後の施設整備基本方針は、以下に示すとおりとする。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式は、全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉とする。（令和6年度稼働の予定）
- ・マテリアルリサイクル推進施設（検討中）

## 第8節 その他

---

### 1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収等、その活動を積極的に支援するものとする。

### 2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄等の問題に対する市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール等を継続して行う方針とする。

### 3 在宅医療系廃棄物対策等

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から排出されるようになったことから、市として、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討していく必要がある。

また、新型コロナウイルスなど感染症対策として、ウイルス等が付着している可能性がある廃棄物の排出方法についても周知していく必要がある。

### 4 災害廃棄物対策

大規模な震災や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみ等に対応していく必要がある。

具体的な対応方策については、「神埼市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」において示すものとする。

なお、今後、被害想定の見直しや、国が示す指針の改定などがあった場合には、適宜見直しを行う。



# ごみ排出量等の推計

神崎市





## ごみ排出量等の将来推計の流れ

推計方法は図1に示すとおりです。人口は人口ビジョンを採用します。

ごみ量は過去の実績を基に、基本的に家庭系ごみ原単位（1人1日当たり排出量）及び事業系ごみ量（1日当たり排出量）を推計します。

家庭系ごみ量は、家庭系ごみ原単位に人口を乗じて算出し、この家庭系ごみ量と事業系ごみ量との和をごみ発生量とします。

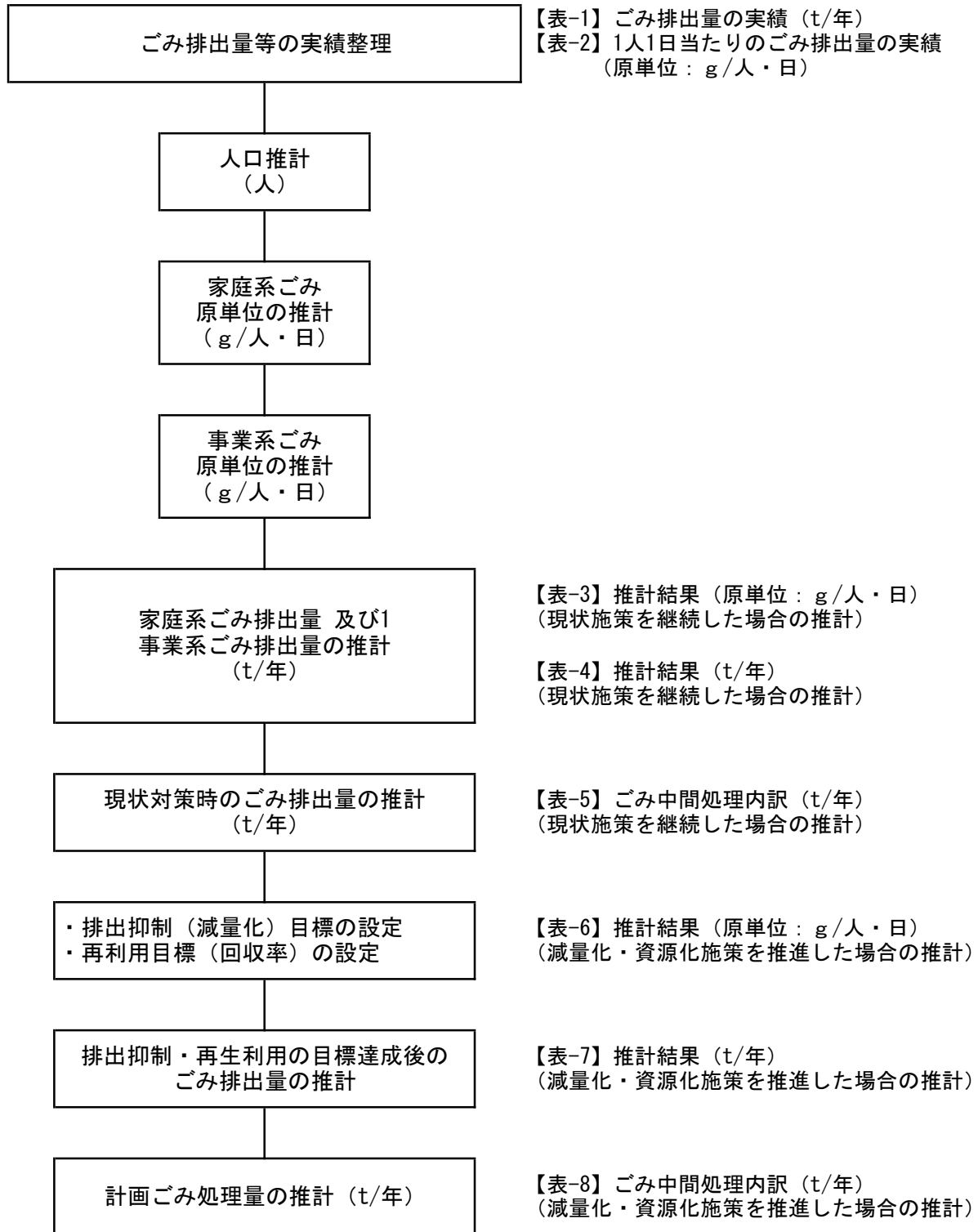


図 1



## 推計方法

ごみ量について、過去の実績値の推移から時系列トレンド推計方式により推計を行います。

時系列トレンド推計方法とは、時間の計画に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測手法であり、最もよく用いられています。

推計式は、「ごみ処理施設構造指針解説」に基づき図2に示す5式を用います。5式の推計結果より、これまでのごみ量の推移や今後の情勢等から、採用式を選ぶものとします。

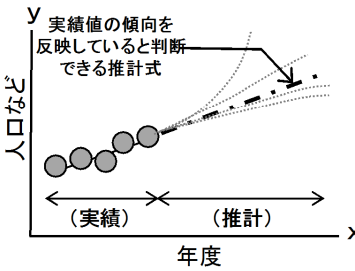
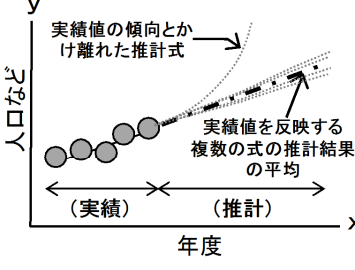
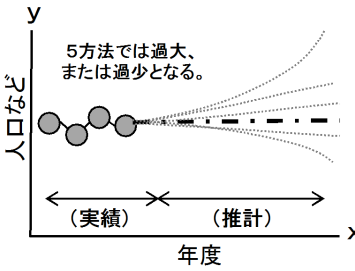
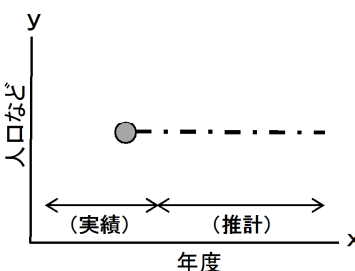
推計方法	考え方	
推計式より選択 (5方法) 一次 指数 べき乗 対数 二次	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 5つのトレンド法の中から、もっとも実績値の傾向を反映していると判断できる推計式を採用する。              一次: <math>y = a \cdot x + b</math>              指数: <math>y = a \cdot \exp(b \cdot x)</math>              べき乗: <math>y = a \cdot X^b</math>              対数: <math>y = a \cdot \ln(x) + b</math>              二次: <math>y = a \cdot X^2 + b \cdot x + c</math>              x: 年度、y: 指定年度の推計値、a、b、c: 係数</li> <li>○ 推計式は、推計値が最新年の実績と整合するように補正する。</li> </ul>	
推計結果の平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績値の傾向を反映していると判断できる推計式が複数ある場合、それぞれの推計結果を平均した値を採用する。その際、実績値の傾向とかけ離れた推計式は除外する。</li> <li>○ 推計式は、推計値が最新年の実績と整合するように補正する。</li> </ul>	
実績の平均	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多少の変動はあるもののおおむね横ばい傾向で推移しており、推計結果の平均等では実績値を反映して推計できない場合に採用する。</li> </ul>	
指定年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の実績がない、あるいは将来的な推計において参考とならない場合に採用する。</li> <li>○ 参考となる実績が無い場合は、類似事例を参考に値を設定する。</li> </ul>	

図 2



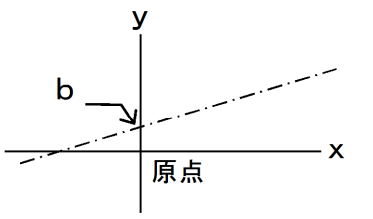
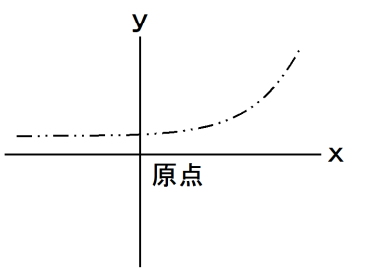
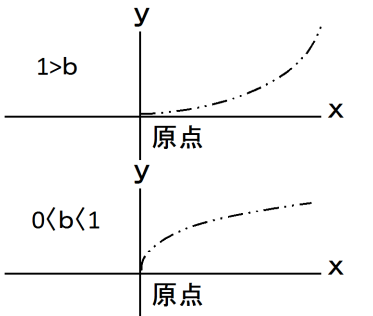
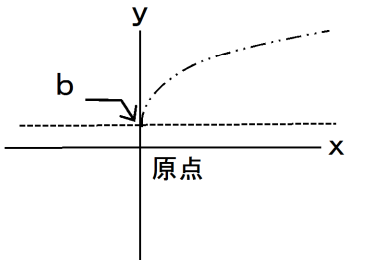
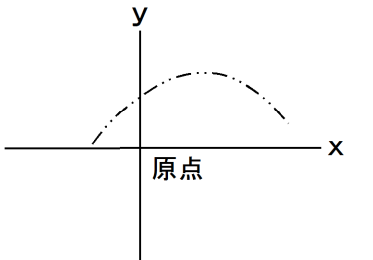
推計式	特徴・基本式	
① 一次	<p>○ 直線的に増加(減少)する場合に採用する。</p> <p>(基本式)</p> $y = a \cdot x + b$ <p>y: 指定年度の推計値、x: 指定年度 a: 直線の傾き、b: 切片(x=0の値)</p>	
② 指数	<p>○ 過去の実績が等比級数的に増加(減少)する場合に採用する。</p> <p>(基本式)</p> $y = a \cdot \exp(b \cdot x) \text{ 又は } a \cdot e^{(b \cdot x)}$ <p>Y: 指定年度の推計値、x: 指定年度 exp(*): e(自然対数の底数)の*乗 a: 曲線の位置を決める値 b: 曲線の立ち上がる傾斜の大きさ</p>	
③ べき乗	<p>○ 過去の実績が直線的ではなく、増加(減少)傾向が急または緩やかになっていくことが予想される場合に採用する。</p> <p>(基本式)</p> $y = a \cdot x^b$ <p>y: 指定年度の推計値、x: 指定年度 a: 曲線が立ち上がる傾向の大きさ b: 曲線の凹凸</p>	
④ 対数	<p>○ 過去の実績が直線的ではなく、増加(減少)傾向が緩やかになることが予測される場合に採用する。</p> <p>(基本式)</p> $y = a \cdot \ln(X) + b$ <p>y: 指定年度の推計値、x: 指定年度 a: 曲線が立ち上がる傾向の大きさ b: 式の始まり</p>	
⑤ 二次	<p>○ 実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確な傾向を示すが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少する場合などは極端な傾向を示す。</p> <p>(基本式)</p> $y = a \cdot X^2 + b \cdot X + c$ <p>y: 指定年度の推計値、x: 指定年度 abc: 最小二乗法で求められる定数</p>	

図 3



## 1. ごみ排出量の実績

表-1 神埼市ごみ排出量の実績

項目	記号	単位	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	備考
行政区域内人口	a	人	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400	32,096	31,930	31,790	31,668	31,394	3月末人口
家庭系ごみ	b	t/年	7,473	7,493	7,406	7,384	7,275	7,232	7,017	6,983	6,944	7,025	c+f+m+ak
可燃ごみ	c	t/年	5,805	5,849	5,831	5,808	5,826	5,805	5,671	5,704	5,692	5,773	d+e
収集ごみ量	d	t/年	5,675	5,705	5,704	5,686	5,628	5,610	5,508	5,532	5,521	5,581	実態調査データ
直接搬入ごみ	e	t/年	130	144	127	122	198	195	163	172	171	192	実態調査データ
不燃ごみ・粗大ごみ	f	t/年	853	873	858	860	786	779	772	768	774	809	g+j
不燃ごみ	g	t/年	592	592	576	587	568	546	526	510	489	487	h+i
収集ごみ量	h	t/年	576	578	561	565	549	537	502	489	468	452	実態調査データ
直接搬入ごみ	i	t/年	16	14	15	22	19	9	24	21	21	35	実態調査データ
粗大ごみ	j	t/年	261	281	282	273	218	233	246	258	285	322	k+l
収集ごみ量	k	t/年	13	44	34	32	33	30	33	32	33	43	実態調査データ
直接搬入ごみ	l	t/年	248	237	248	241	185	203	213	226	252	279	実態調査データ
資源化物	m	t/年	412	406	371	370	338	310	288	260	251	245	実態調査データ
紙類	n	t/年	-	-	-	-	-	247	221	195	178	174	o+p+q
段ボール	o	t/年	-	-	-	-	-	49	46	40	37	36	組合データ, H26年以前はなし
新聞・チラシ	p	t/年	-	-	-	-	-	63	63	61	54	50	組合データ, H26年以前はなし
雑誌・その他	q	t/年	-	-	-	-	-	135	112	94	87	88	組合データ, H26年以前はなし
缶類	r	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
スチール缶	s	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
アルミ缶	t	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
スプレー缶	u	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
びん類	v	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
生きビン	w	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
無色ビン	x	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
茶色ビン	y	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
その他色ビン	z	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
ペットボトル	aa	t/年	-	-	-	-	-	62	66	64	72	69	組合データ, H26年以前はなし
プラスチック類	ab	t/年	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	ac+ad
容器包装プラスチック	ac	t/年	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	組合データ, H26年以前はなし
白色トレイ	ad	t/年	-	-	-	-	-	1	1	1	1	2	組合データ, H26年以前はなし
古布	ae	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用品油	af	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃乾電池等	ag	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
蛍光管	ah	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
乾電池	ai	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
その他	aj	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団回収量	ak	t/年	403	365	346	346	325	338	286	251	227	198	al+ap+aq+at+au+av+aw+ax
紙類	al	t/年	357	322	307	304	284	296	248	215	200	173	am+an+ao
新聞紙	am	t/年	-	-	-	-	-	161	134	115	104	86	神埼市データ
雑誌	an	t/年	-	-	-	-	-	91	73	94	57	51	神埼市データ
ダンボール	ao	t/年	-	-	-	-	-	44	41	37	39	36	神埼市データ
紙パック	ap	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	神埼市データ
金属類	aq	t/年	18	17	16	18	18	19	18	17	15	16	ar+as
スチール缶	ar	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	神埼市データ
アルミ缶	as	t/年	18	17	16	18	18	19	18	17	15	16	神埼市データ
生きビン	at	t/年	16	16	16	14	14	13	10	9	6	5	神埼市データ
古繊維	au	t/年	8	8	6	6	5	6	6	6	3	2	神埼市データ
ペットボトル	av	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	神埼市データ
プラスチック類	aw	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	神埼市データ
その他	ax	t/年	4	2	1	4	4	4	4	4	0	1	神埼市データ
事業系ごみ	ay	t/年	1,064	1,219	988	1,090	1,540	1,124	1,300	1,453	1,387	1,580	実態調査票データ
可燃ごみ	az	t/年	1,027	1,176	961	1,062	1,517	1,113	1,291	1,431	1,372	1,551	実態調査票データ
不燃ごみ・粗大ごみ	ba	t/年	35	31	24	22	21	11	7	21	14	26	実態調査票データ
資源ごみ	bb	t/年	2	12	3	6	2	0	2	1	1	3	実態調査票データ
ごみ総排出量	bc	t/年	8,537	8,712	8,394	8,474	8,815	8,356	8,317	8,436	8,331	8,605	b+ay
可燃ごみ	bd	t/年	6,832	7,025	6,792	6,870	7,343	6,918	6,962	7,135	7,064	7,324	c+az
不燃ごみ・粗大ごみ	be	t/年	888	904	882	882	807	790	779	789	788	835	f+ba
資源ごみ	bf	t/年	414	418	374	376	340	310	290	261	252	248	m+bb
集団回収	bg	t/年	403	365	346	346	325	338	286	251	227	198	ak





表-2 神崎市1人1日当たりのごみ排出量の実績

項目	記号	単位	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	備考
行政区域内人口	a	人	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400	32,096	31,930	31,790	31,668	31,394	3月末人口
家庭系ごみ	b	g/人・日	613.4	618.5	613.9	615.9	615.2	617.3	602.1	601.8	600.8	613.1	c+f+m+ak
可燃ごみ	c	g/人・日	476.5	482.8	483.3	484.5	492.6	495.5	486.6	491.6	492.4	503.8	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
収集ごみ量	d	g/人・日	465.8	470.9	472.8	474.3	475.9	478.9	472.6	476.8	477.6	487.0	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
直接搬入ごみ	e	g/人・日	10.7	11.9	10.5	10.2	16.7	16.6	14.0	14.8	14.8	16.8	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
不燃ごみ・粗大ごみ	f	g/人・日	70.0	72.1	71.1	71.7	66.5	66.5	66.2	66.2	67.0	70.6	g+j
不燃ごみ	g	g/人・日	48.6	48.9	47.7	49.0	48.0	46.6	45.1	44.0	42.3	42.5	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
収集ごみ量	h	g/人・日	47.3	47.7	46.5	47.1	46.4	45.8	43.1	42.1	40.5	39.4	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
直接搬入ごみ	i	g/人・日	1.3	1.2	1.2	1.8	1.6	0.8	2.1	1.8	1.8	3.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
粗大ごみ	j	g/人・日	21.4	23.2	23.4	22.8	18.4	19.9	21.1	22.2	24.7	28.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
収集ごみ量	k	g/人・日	1.1	3.6	2.8	2.7	2.8	2.6	2.8	2.8	2.9	3.8	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
直接搬入ごみ	l	g/人・日	20.4	19.6	20.6	20.1	15.6	17.3	18.3	19.5	21.8	24.3	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
資源化物	m	g/人・日	33.8	33.5	30.8	30.9	28.6	26.5	24.7	22.4	21.7	21.4	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
紙類	n	g/人・日	-	-	-	-	-	21.1	19.0	16.8	15.4	15.2	o+p+q
段ボール	o	g/人・日	-	-	-	-	-	4.2	3.9	3.4	3.2	3.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
新聞・チラシ	p	g/人・日	-	-	-	-	-	5.4	5.4	5.3	4.7	4.4	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
雑誌・その他	q	g/人・日	-	-	-	-	-	11.5	9.6	8.1	7.5	7.7	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
缶類	r	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
スチール缶	s	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
アルミ缶	t	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
スプレー缶	u	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
びん類	v	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
生きビン	w	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
無色ビン	x	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
茶色ビン	y	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
その他色ビン	z	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
ペットボトル	aa	g/人・日	-	-	-	-	-	5.3	5.7	5.5	6.2	6.0	組合データ、H26年以前はなし
プラスチック類	ab	g/人・日	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	ac+ad
容器包装プラスチック	ac	g/人・日	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	組合データ、H26年以前はなし
白色トレイ	ad	g/人・日	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	組合データ、H26年以前はなし
古布	ae	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油	af	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃乾電池等	ag	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
蛍光管	ah	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
乾電池	ai	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不燃ごみ・粗大ごみに含む
その他	aj	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団回収量	ak	g/人・日	33.1	30.1	28.7	28.9	27.5	28.9	24.5	21.6	19.6	17.3	al+ap+aq+at+au+av+aw+ax
紙類	al	g/人・日	29.3	26.6	25.4	25.4	24.0	25.3	21.3	18.5	17.3	15.1	am+an+ao
新聞紙	am	g/人・日	-	-	-	-	-	13.7	11.5	9.9	9.0	7.5	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
雑誌	an	g/人・日	-	-	-	-	-	7.8	6.3	8.1	4.9	4.5	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
ダンボール	ao	g/人・日	-	-	-	-	-	3.8	3.5	3.2	3.4	3.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
紙パック	ap	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
金属類	aq	g/人・日	1.5	1.4	1.3	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4	ar+as
スチール缶	ar	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
アルミ缶	as	g/人・日	1.5	1.4	1.3	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.3	1.4	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
生きビン	at	g/人・日	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	0.9	0.8	0.5	0.4	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
古繊維	au	g/人・日	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3	0.2	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
ペットボトル	av	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
プラスチック類	aw	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
その他	ax	g/人・日	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.1	実績÷365÷a×10 <sup>6</sup>
事業系ごみ	ay	t/日	2.9	3.3	2.7	3.0	4.2	3.1	3.6	4.0	3.8	4.3	az+ba+bb
可燃ごみ	az	t/日	2.81	3.22	2.63	2.91	4.16	3.05	3.54	3.92	3.76	4.25	実績÷365
不燃ごみ・粗大ごみ	ba	t/日	0.10	0.08	0.07	0.06	0.06	0.03	0.02	0.06	0.04	0.07	実績÷365
資源ごみ	bb	t/日	0.01	0.03	0.01	0.02	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	実績÷365

## 採用値の考え方

### 1. 行政区域内人口

行政区域内人口は人口ビジョンを採用します。

採用値	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口ビジョン	31,253	-	-	-	-	30,388	-	-	-	-	29,547
補完	31,253	31,080	30,907	30,734	30,561	30,388	30,220	30,052	29,883	29,715	29,547
採用値	31,253	31,080	30,907	30,734	30,561	30,388	30,220	30,052	29,883	29,715	29,547

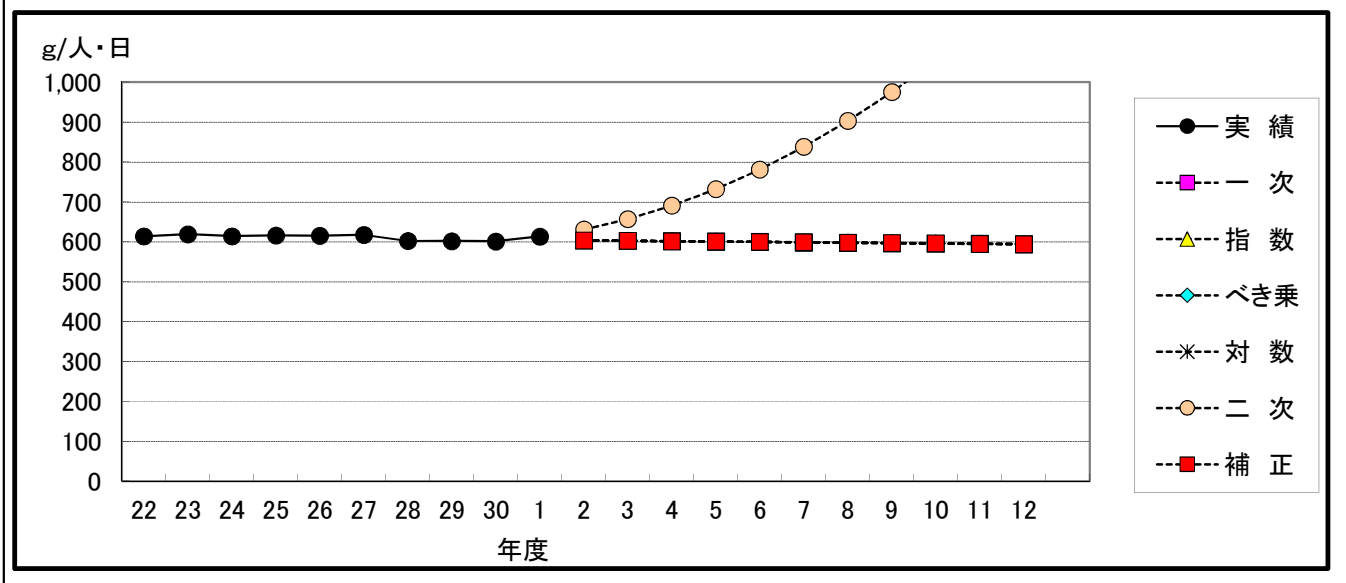
※人口ビジョン：神崎市人口ビジョン平成27年（2019年）の将来推計値を採用する。

補完：H32年度（R2年度）、H37年度（R7年度）、H42年度（R7年度）の年度間の将来人口は直線補完とした。

### 2. 家庭系ごみ（原単位：g/人・日）

実績は、近年横ばい傾向を示しています。将来は、減少率が少ない「指数」の推計値を採用します。

推計式	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
① 一次	603.8	602.8	601.8	600.8	599.8	598.7	597.7	596.7	595.7	594.7	593.6
② 指数	603.9	602.9	601.9	600.9	599.9	598.9	597.9	596.9	596.0	595.0	594.0
③ べき乗	603.7	602.7	601.8	600.9	600.0	599.1	598.3	597.4	596.6	595.9	595.1
④ 対数	603.7	602.7	601.7	600.8	599.9	599.0	598.1	597.3	596.5	595.7	594.9
⑤ 二次	630.9	657.0	690.7	732.3	781.5	838.5	903.2	975.7	1,055.9	1,143.8	1,239.5
採用値	603.8	602.8	601.8	600.8	599.8	598.7	597.7	596.7	595.7	594.7	593.6

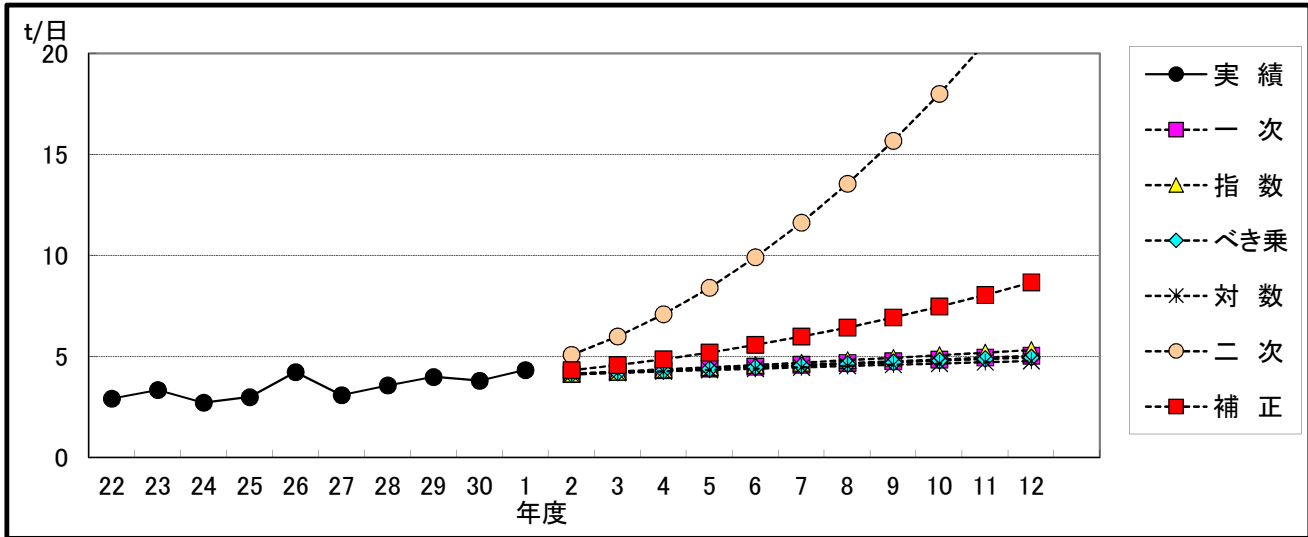




### 3. 事業系ごみ (t/日)

実績は、増加傾向を示しています。将来は、大きく増加し続けるとも考え難く、減少率が少ない「対数」の推計値を採用します。

推計式	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
① 一次	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0
② 指数	4.1	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.1	5.2	5.3
③ べき乗	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0
④ 対数	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.7	4.8
⑤ 二次	5.1	6.0	7.1	8.4	9.9	11.6	13.5	15.7	18.0	20.5	23.3
⑥補正 (平均値)	4.3	4.6	4.9	5.2	5.6	6.0	6.4	6.9	7.5	8.0	8.7
採用値	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.7	4.8



### 4. 上記以外の項目

上記以外の項目は、構成比で計算しました。



## 2. ごみ排出量の推計 (現状対策時)













**3. ごみ排出量の推計  
(排出抑制・再生利用の目標達成後)**



## 施策の考え方

### 1. 減量化に関する目標値の設定

H28年度施策 R2年度施策

項目	目標値の設定		減量化内容	
	H28年度	R2年度		
家庭系可燃ごみ	水切り効果	10%	10%	管内で排出されたごみのうち約16.4% (H26) →17% (R1) が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。
	協力度	50%	50%	
	努力目標	0.82%	0.85%	食品ロス等を少なくすることや、生ごみの堆肥化等を行い、ごみの減量化を図る。
	食品ロス	40g/人日	40g/人日	
努力目標	5.0%	5.0%		
家庭系可燃ごみ 直接搬入ごみ	努力目標	10%	10%	目標を平成29～令和元年度の実績レベルの排出量に設定した。

項目	目標値の設定		減量化内容	
	H28年度	R2年度		
事業系ごみ	努力目標	10%	10.0%	目標を平成29～30年度実績レベルの排出量に設定した。

### 2. 資源化に関する目標値の設定

H28年度施策 R2年度施策

項目	目標値の設定		資源化内容	
	H28年度	R2年度		
資源ごみ (紙類)	適正分別	5%	7%	管内で排出された燃えるごみのうち約43.4%が紙類であるため、適正分別(5%→7%)を徹底することにより資源化を図る。
	努力目標	2.17%	3.04%	
資源ごみ (容器包装プラスチック※)	適正分別	-	5%	燃えるごみのうち約7.2% (注①) が容器包装プラスチックであるため、適正分別(5%)を徹底することにより資源化を図る。
	努力目標	-	0.36%	
	原単位	-	1.7	
資源ごみ (布類※)	適正分別	-	-	注②周辺地域市町の原単位(平均値)に参考を設定する。
	努力目標	-	-	
	原単位	-	4.1	
資源ごみ (廃食用油※)	適正分別	-	-	注③周辺地域市町の原単位(平均値)に参考を設定する。
	努力目標	-	-	
	原単位	-	0.6	

※令和6年度以後の分別区分の変更(追加項目)

注①: 容器包装プラスチックの潜在量は、「市町村分別収集手引き」(九訂版)の全国平均値7.2%により

注②: 布類

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
鳥栖市	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
上峰町	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
みやき町	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
平均値	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1

注③: 食用品油

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
鳥栖市	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
上峰町	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
みやき町	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
平均値	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6













ごみ減量化の予測値と目標値

国	区分	全国の実績値 平成30年度	-	国の基本方針 令和7年度目標
	リサイクル率	19.9%	-	約28.0%
	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量（資源等除く）	505g	-	約440g
	1人1日当たり ごみ排出量（資源等含む）	918g	-	約850g

県	区分	県の実績値 平成30年度	県の予測値 令和7年度	県の目標値 令和7年度	差
	リサイクル率	20.1%	20.3%	22.1%	1.8%
	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量（資源等除く）	542g	524g	502g	▲22.0g
	1人1日当たり ごみ排出量（資源等含む）	889g	865g	829g	▲36.0g

市	区分	市の実績値 令和元年度	市の予測値 令和7年度	市の目標値 令和7年度	差
	リサイクル率	27.0%	20.5%	22.1%	1.60%
	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量（資源等除く）	574.4g	556.1g	536.5g	▲19.7g
	1人1日当たり ごみ排出量（資源等含む）	751.0g	745.7g	730.2g	▲15.5g



## 4. 参考資料





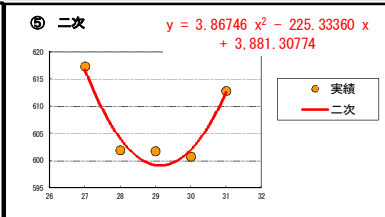
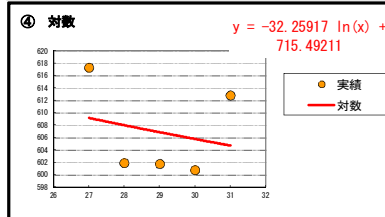
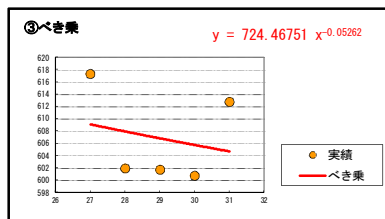
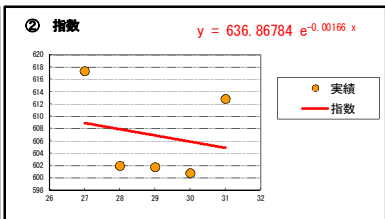
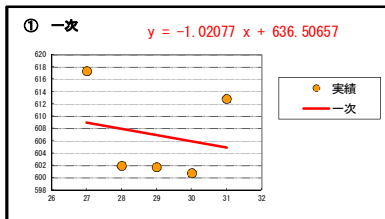
資料01 家庭系ごみの原単位の推計

◇◆家庭系ごみの原単位の推計（神崎市）◆◇

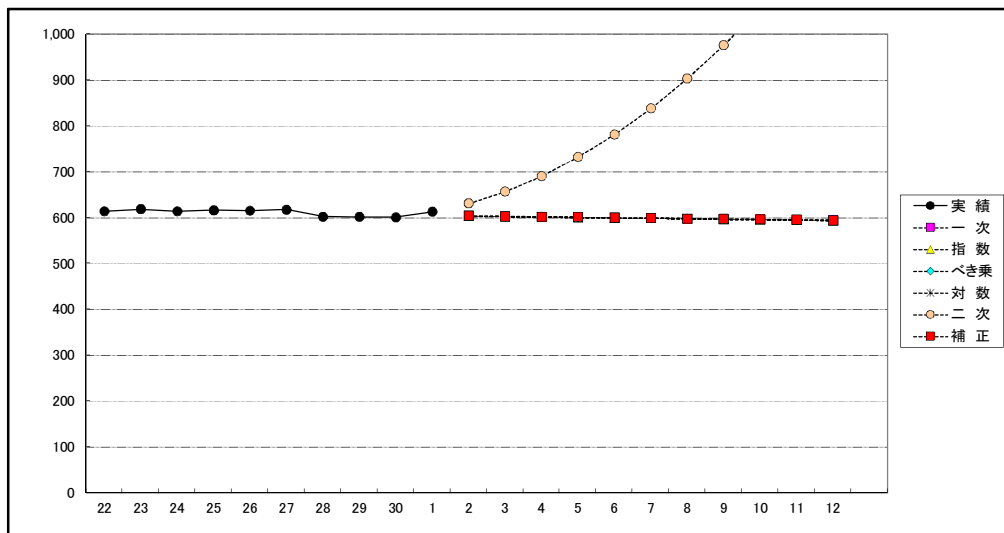
単位：g/人・日

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	613	619	614	616	615	617	602	602	601	613
前年差	-	0	5	-5	2	-1	2	-15	-0	-1	12
前年比	-	0	1.00827	0.99252	1.00337	0.99874	1.0035	0.97504	0.99968	0.99839	1.02006
採用年度							○	○	○	○	○

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	613	619	614	616	615	617	602	602	601	613



推計式	基本式	a	b	c	推計式	相関係数
① 一次	$Y = aX + b$	-1.02077	636.50657	-	$Y = -1.02077X + 636.50657$	0.61294
② 指数	$Y = a \times \exp(bX)$	636.86784	-0.00166	-	$Y = 636.86784 \times \exp(-0.00166X)$	0.61294
③ べき乗	$Y = aX^b$	724.46751	-0.05262	-	$Y = 724.46751X^{-0.05262}$	0.59403
④ 対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	-32.25917	715.49211	-	$Y = -32.25917 \times \ln(X) + 715.49211$	0.59403
⑤ 二次	$Y = aX^2 - bX + c$	3.86746	225.33360	3,881.30774	$Y = 3.86746X^2 - 225.33360X + 3,881.30774$	0.54784



計算結果

推計式	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
① 一次	614	613	612	611	610	609	608	607	606	605	○	○
② 指数	614	613	612	611	610	609	608	607	606	605		
③ べき乗	616	614	613	612	610	609	608	607	606	605		
④ 対数	616	614	613	612	610	609	608	607	606	605		
⑤ 二次	796	745	701	665	637	617	604	599	602	613		
⑥ 補正	651	640	630	622	615	611	607	605	605	607		
	614	613	612	611	610	609	608	607	606	605		

推計式	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	採用式
① 一次	603.8	602.8	601.8	600.8	599.8	598.7	597.7	596.7	595.7	594.7	593.6	○
② 指数	603.9	602.9	601.9	600.9	599.9	598.9	597.9	596.9	596.0	595.0	594.0	
③ べき乗	603.7	602.7	601.8	600.9	600.0	599.1	598.3	597.4	596.6	595.9	595.1	
④ 対数	603.7	602.7	601.7	600.8	599.9	599.0	598.1	597.3	596.5	595.7	594.9	
⑤ 二次	630.9	657.0	690.7	732.3	781.5	838.5	903.2	975.7	1,055.9	1,143.8	1,239.5	
⑥ 補正	603.8	602.8	601.8	600.8	599.9	598.9	598.0	597.1	596.2	595.3	594.4	
採用値	603.8	602.8	601.8	600.8	599.8	598.7	597.7	596.7	595.7	594.7	593.6	



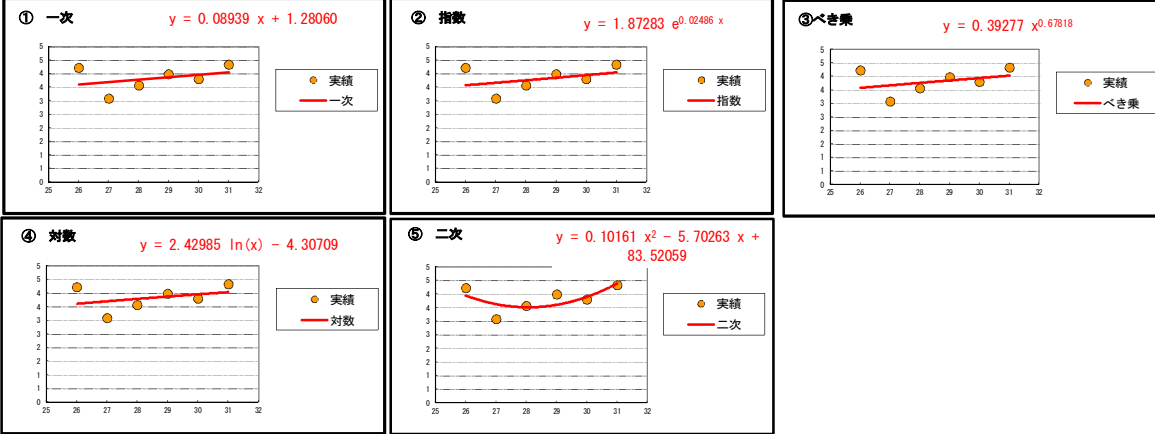
資料02 事業系ごみの原単位の推計

◇◆事業系ごみの原単位の推計（神崎市）◆◇

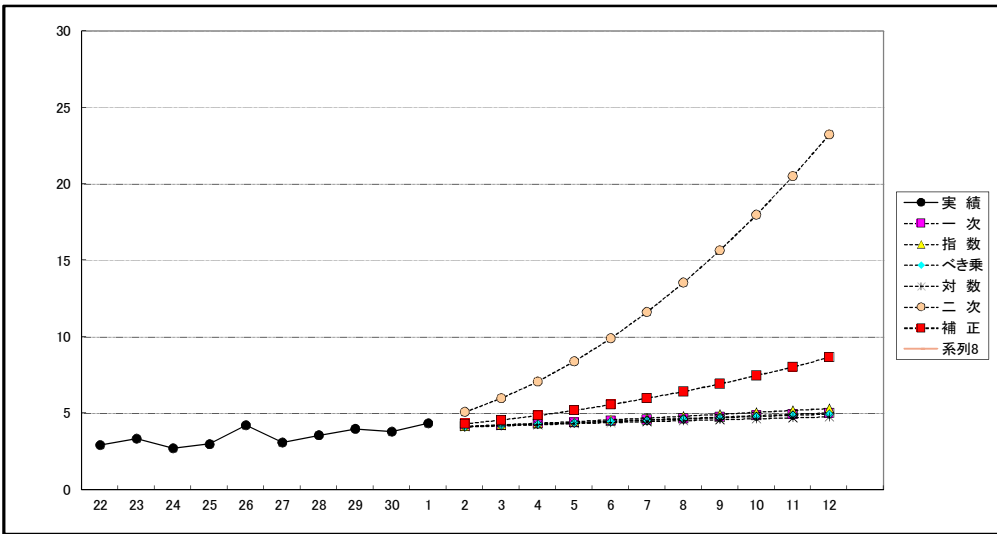
単位：t/日

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	2.9	3.3	2.7	3.0	4.2	3.1	3.6	4.0	3.8	4.3
前年差	-	0	0	-1	0	1	-1	0	0	-0	1
前年比	-	0	1.14568	0.8105	1.10324	1.41284	0.72987	1.15658	1.11769	0.95458	1.13915
採用年度						○	○	○	○	○	○

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	3	3	3	3	4	3	4	4	4	4



推計式	基本式	a	b	c	推計式	相関係数
① 一次	$Y = aX + b$	0.08939	1.28060	-	$Y = 0.08939X + 1.28060$	0.60651
② 指数	$Y = a \times \exp(bX)$	1.87283	0.02486	-	$Y = 1.87283 \times \exp(0.02486X)$	0.75680
③ べき乗	$Y = aX^b$	0.39277	0.67818	-	$Y = 0.39277X^{(0.67818)}$	0.75680
④ 対数	$Y = a \times \ln(X) - b$	2.42985	4.30709	-	$Y = 2.42985 \times \ln(X) - 4.30709$	0.60651
⑤ 二次	$Y = aX^2 - bX + c$	0.10161	5.70263	83.52059	$Y = 0.10161X - 25.70263X + 83.52059$	-0.50759



計算結果

推計式	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
① 一次	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
② 指数	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
③ べき乗	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
④ 対数	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
⑤ 二次	7.0	6.0	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
⑥ 補正	4.0	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

推計式	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	採用式
① 一次	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	
② 指数	4.1	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.1	5.2	5.3	
③ べき乗	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	5.0	
④ 対数	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.7	4.8	○
⑤ 二次	5.1	6.0	7.1	8.4	9.9	11.6	13.5	15.7	18.0	20.5	23.3	
⑥ 補正	4.3	4.6	4.9	5.2	5.6	6.0	6.4	6.9	7.5	8.0	8.7	
採用値	4.1	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.7	4.8	

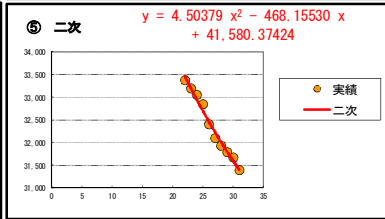
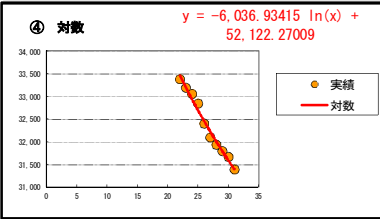
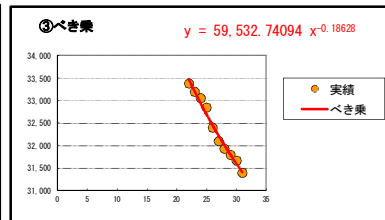
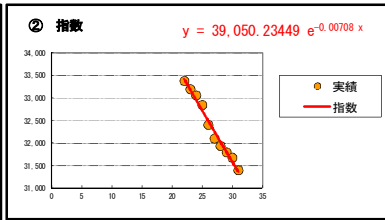
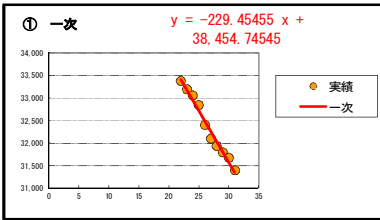


◆◆行政区域内人口（神崎市）◆◆

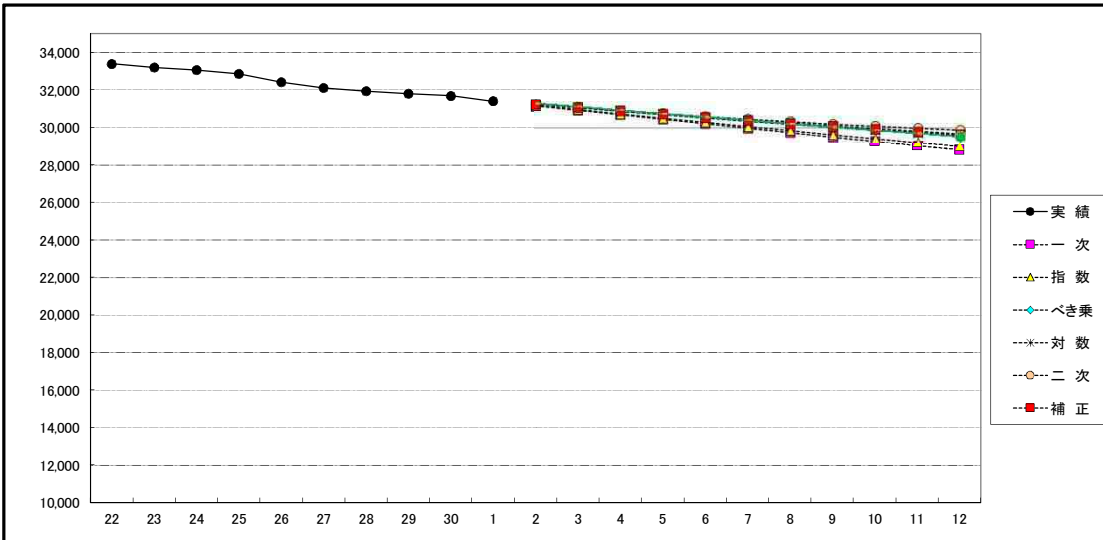
単位：人

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400	32,096	31,930	31,790	31,668	31,394
前年差	-	-	-185	-138	-209	-444	-304	-166	-140	-122	-274
前年比	-	-	0.99446	0.99584	0.99368	0.98648	0.99062	0.99483	0.99562	0.99616	0.99135
採用年度	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実績	-	33,376	33,191	33,053	32,844	32,400	32,096	31,930	31,790	31,668	31,394



推計式	基本式	a	b	c	推計式	相関係数
① 一次	$Y = aX + b$	-229.45455	38,454.74545	-	$Y = -229.45455X + 38,454.74545$	0.99038
② 指数	$Y = a \times \exp(bX)$	39,050.23449	-0.00708	-	$Y = 39,050.23449 \times \exp(-0.00708X)$	0.99074
③べき乗	$Y = aX^b$	59,532.74094	-0.18628	-	$Y = 59,532.74094 X^{-0.18628}$	0.99123
④ 対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	-6.036.93415	52,122.27009	-	$Y = -6.036.93415 \times \ln(X) + 52,122.27009$	0.99135
⑤ 二次	$Y = aX^2 - bX + c$	4.50379	468.15530	41,580.37424	$Y = 4.50379X^2 - 468.15530X + 41,580.37424$	0.99159



計算結果

推計式	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
① 一次	33,407	33,177	32,948	32,718	32,489	32,259	32,030	31,801	31,571	31,342
② 指数	33,418	33,182	32,948	32,715	32,485	32,256	32,028	31,802	31,578	31,355
③べき乗	33,473	33,197	32,934	32,685	32,447	32,220	32,002	31,794	31,593	31,401
④ 対数	33,462	33,193	32,937	32,690	32,453	32,226	32,006	31,794	31,589	31,392
⑤ 二次	33,461	33,195	32,939	32,691	32,453	32,223	32,003	31,792	31,589	31,396
⑥ 補正	33,468	33,195	32,936	32,688	32,450	32,223	32,004	31,794	31,591	31,397
	33,468	33,195	32,936	32,688	32,450	32,223	32,004	31,794	31,591	31,397

推計式	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	-
① 一次	31,112	30,883	30,653	30,424	30,194	29,965	29,735	29,506	29,277	29,047	28,818	
② 指数	31,134	30,914	30,696	30,479	30,264	30,051	29,839	29,628	29,419	29,212	29,006	
③べき乗	31,216	31,038	30,865	30,699	30,539	30,383	30,232	30,087	29,945	29,808	29,674	
④ 対数	31,200	31,014	30,834	30,659	30,489	30,323	30,162	30,006	29,853	29,704	29,558	
⑤ 二次	31,211	31,036	30,869	30,712	30,564	30,424	30,294	30,173	30,060	29,957	29,863	
⑥ 補正	31,208	31,026	30,850	30,679	30,514	30,353	30,197	30,047	29,899	29,756	29,616	○
推計値	31,208	31,026	30,850	30,679	30,514	30,353	30,197	30,047	29,899	29,756	29,616	○補正：③④の平均値より
人口ビジョン	31,253	-	-	-	-	30,388	-	-	-	-	29,547	
補完	31,253	31,080	30,907	30,734	30,561	30,388	30,220	30,052	29,883	29,715	29,547	
採用値	31,253	31,080	30,907	30,734	30,561	30,388	30,220	30,052	29,883	29,715	29,547	

※人口ビジョン：神崎市人口ビジョン平成27年（2019年）の将来推計値を採用する。  
補完：H32年度（R2年度）、H37年度（R7年度）、H42年度（R7年度）の年度間の将来人口は直線補完とした。